

「障害のある人もない人も共に安心していきいきと
暮らせる京都づくり条例(仮称)」検討会議

中間まとめ案(たたき台)

平成 25 年 月

目次

1. はじめに	2
2. これまでの検討経過	3
(1) 国内外の状況	
(2) 検討会議の設置	
(3) 検討会議の検討経過	
(4) タウンミーティングの開催	
3. 「障害を理由とした差別と思われる事例」の募集・分析	6
(1) 「障害を理由とした差別と思われる事例」の募集	
(2) 「障害を理由とした差別と思われる事例」の分析	
① 福祉分野	⑥ 建物・公共交通分野
② 医療分野	⑦ 住宅分野
③ 商品販売・サービス提供分野	⑧ 情報・コミュニケーション分野
④ 労働分野	⑨ その他(ア ハラスメント、イ 障害のある女性)
⑤ 教育分野	
4. 条例制定に向けた検討	24
(1) 条例の必要性	
(2) 条例に盛り込むことが考えられる事項	
① 条例の目指す社会	
② 共生社会の実現のための基本理念	
③ 関係者の責務・役割	
④ 障害を理由とした差別の禁止	
⑤ 障害のある人に対する虐待の防止	
⑥ 共生社会の実現に向けた推進方策	
ア オール京都の推進体制の構築	
イ 障害を理由とした差別の事後解決	
(ア) 相談・調整	
(イ) 調査・助言・あっせん	
(ウ) 勧告・公表	
ウ 障害を理由とした差別の未然防止	
(ア) 障害に対する理解の促進	
(イ) 共生社会の実現に積極的に取り組む者の応援	
エ 共生社会の実現に向けた主な施策の基本的な方向性	
⑦ 罰則	
⑧ 条例の見直し	
5. おわりに	30

(参考)

- ・資料1:委員名簿
- ・資料2:「障害を理由とした差別と思われる事例」の募集結果
- ・資料3:検討会議における主な意見
- ・資料4:タウンミーティングにおける主な意見

1. はじめに

- 京都府では、「京都府障害者基本計画」(平成17年3月策定)に基づき、障害のある人が地域の人々とともに、人格と個性を尊重して相互に支え合いながら生活し、障害のある人の「完全参加と平等」が実現できる社会を目指して、障害者施策が推進されてきた。同計画においては、①自立支援、②差別禁止、③社会のバリアフリー化の推進、④利用者本位の支援、⑤障害特性を踏まえた施策の展開、⑥総合的かつ効果的な施策の推進、⑦京都の障害者福祉の更なる発展という7つの基本方針を設定し、これらの基本方針の下、障害のある人の活動を制限し社会への参加を制約している諸要因を除去し、障害のある人が能力を最大限に発揮できるよう支援を行うこととしている。

このような計画等を通じて、京都府、市町村、障害者関係団体・施設・事業者等が連携して取り組むことにより、かつてに比べると障害福祉サービスの提供体制は整い、障害のある人に対する理解も徐々に深まりつつある。

- しかしながら、依然として、障害福祉サービスは十分であるとは言えず、また、社会の中で少数派である障害のある人を念頭においていない制度や商品・サービス、障害への理解不足等により、障害のある人が障害を理由に差別を受け、生活の様々な場面で暮らしにくさを感じている実態がある。

辛く悲しい思いをさせられてきた障害のある人、地域で安心して暮らすことが叶わなかった障害のある人などを思い、京都府をはじめとする関係者は、これまでの障害福祉サービスの不足、障害理解の不足、障害への誤解・偏見を解消する取組の不足等によって、障害のある人が社会参加を妨げられてきたことを改めて認識し、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会となっていないことを真摯に反省すべきである。その上で、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりに向けて、障害福祉サービスを一層充実するとともに、障害に対する府民の理解を深め、社会のあり方を変えていけるよう、関係する機関や団体、そして府民が連携・協力して、オール京都体制で取り組んでいく必要がある。

- このため、平成24年3月に設置された「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例(仮称)」検討会議においては、障害のある人及びその家族、福祉、医療、教育、経済、労働、学識者、市町村等、様々な立場の委員が集まり、「障害を理由とした差別と思われる事例」等を基に、障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくりに向けた条例や必要な取組等について議論を重ねてきた。

- 障害のある人が地域で普通に暮らせる共生社会の実現のためには、府民一人一人がそれぞれの立場から、何ができるのか、何をすべきかを考え、主体的に取り組んでいくことが大切であり、条例の制定に向けて、検討会議の委員だけでなく、できるだけ多くの府民が参画することが重要である。この「中間まとめ」については、検討会議のこれまでの議論や条例に係る論点について一定の整理を行い、府民に対して議論の途中経過を示すとともに、今後の検討を円滑に進めるため、中間的に取りまとめるものである。

- 検討会議においては、今後、委員以外の府民の意見も踏まえ、条例の構成・内容等について精力的に検討を進めていくこととしている。「中間まとめ」を一つの材料として、京都府において障害者自立支援協議会での意見交換、関係団体との意見交換、タウンミーティング等を実施することにより、より多くの府民が条例の制定に向けて参画し、議論の輪が大きく広がっていくことを期待する。

2. これまでの検討経過

(1) 国内外の状況

- 国際的には、障害のない人が享受している基本的人権を障害のある人も実質的に享受できるように、平成 18 年 12 月に国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択されたところであり、我が国でも、平成 19 年 9 月に同条約に署名し、現在、批准に必要な国内法の整備等に取り組んでいるところである。

障害者権利条約においては、その批准国に対して、障害を理由とするあらゆる差別(合理的配慮の否定を含む。)を禁止することを求めている。

※ 「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。(障害者権利条約第2条)

※ 「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。(障害者権利条約第2条)

- 国内の状況をみると、国では、障害者基本法が平成 23 年 8 月に改正され、障害を理由とした差別を禁止するとともに、合理的配慮をしない場合には差別に当たるという趣旨で、必要な場合は合理的配慮がされなければならない旨が規定されている。さらに、現在、平成 25 年通常国会への法案提出を目指して、障害者差別禁止法案(仮称)の検討がなされている。

- また、地方自治体では、平成 18 年 10 月に千葉県で「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が制定されたことをはじめとして、4 道県と 2 市で、共生社会の実現に向けて障害を理由とした差別を禁止する条例が制定されている。

千葉県の条例においては、障害を理由とした差別として、①障害を理由として他の人と異なる取扱いをする「不利益取扱い」と、②他の人と実質的な平等を確保するための必要な配慮を行わない「合理的配慮の不提供」の 2 つの類型を規定し、福祉、医療、教育等の 8 つの分野で具体的に不利益取扱いに該当する行為を定義した上で、障害を理由とした差別を禁止している。

(2) 検討会議の設置

- (1) のような状況において、京都府でも、障害種別を超えて、障害者関係団体が中心となり、府民の意識を高めながら障害のある人への差別をなくしていくための条例の制定を求める意見が高まってきた。これらの意見を受け、平成 23 年 1 月に策定された府政運営の基本方針である「明日の京都」において、「障害のある人もない人も、ともに社会の一員として、安心していきいきと暮らせるよう、ノーマライゼーションの推進に向けた条例を制定します」という中期計画が示された。

- 京都府において条例の検討を始めるに当たり、まずは府内に住む障害のある人の経験等を把握し、検討の基礎資料とするため、同年 3～7 月に「障害を理由とした差別と思われる事例」の募集が行われ、479 件の事例の提出があった。

- 提出された事例等を基に、障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくりに向けた条例や必要な取組等について検討を進めるため、平成 24 年 3 月に「障害のある

人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例(仮称)」検討会議が設置された。検討会議においては、障害のある人の生活に幅広くかつ深く関係する条例の検討を行うことから、障害のある人及びその家族が委員の半数であるほか、福祉、医療、教育、経済、労働、学識者、市町村等の様々な立場の者が委員となっている。

(3) 検討会議の検討経過

- 検討会議においては、条例検討の進め方を次のように確認した上で、これまで●回にわたって会議を開催し、障害を理由とした差別の具体的な内容等について検討を重ねてきた。
 - ① 障害を理由とした差別等の検討
 - ・ 障害を理由とした差別の具体的な内容について府民が共通の認識をもてるよう、提出された「障害を理由とした差別と思われる事例」等を分析し、福祉、医療、教育等の分野ごとに、障害を理由とした差別、共生社会の実現に向けた推進方策等を検討
 - ・ 平成 25 年2月を目途に「中間まとめ」
 - ② 条例の構成・内容等の検討
 - ・ 「障害者差別禁止法案(仮称)」(平成 25 年通常国会に提出予定)の内容も踏まえ、条例の構成を検討し、盛り込むべき内容等を取りまとめ
 - ・ 平成 25 年6月を目途に「最終まとめ」
 - ・ 想定されるその後のスケジュールは、平成 25 年6月府議会に条例骨子案を報告、9月府議会に条例案を提案、平成 26 年4月に条例施行
 - ③ 府民の意見を幅広く聴取
 - ・ 委員以外の府民の意見も幅広く集め、検討会議における検討に反映させるため、障害者関係団体等が主催する会議(検討部会)での議論について、検討会議で報告を聴取
 - ・ 平成 24 年秋と平成 25 年春を目途に、タウンミーティングを開催(府内3か所程度ずつ)
 - ・ 平成 25 年夏を目途に、パブリック・コメントを実施
- また、障害者関係団体等が主催する会議(検討部会)については、●回開催され、障害のある人を中心に毎回 40 人程度が参加し、委員以外の府民の意見や障害を理由とした差別と思われる事例などを集め、検討会議における議論に反映してきた。
- この「中間まとめ」は、広く府民に対して検討会議の議論の途中経過を示すとともに、今後の検討を円滑に進めるため、検討会議のこれまでの議論や条例に係る論点について一定の整理を行うものであり、今後、委員以外の府民の意見も踏まえた上で、条例の構成・内容等について、さらに検討を進めていくこととしている。

開催状況

	開催日	検討項目
第1回	平成 24 年 3月 28 日	・国・他都道府県の動向及び検討の進め方等
第2回	8月 29 日	・条例検討の進め方 ・条例の目指す社会
第3回	9月 12 日	・福祉分野 ・医療分野
第4回	11 月5日	・商品販売・サービス提供分野 ・労働分野
第5回	11 月 20 日	・教育分野

		・建物・公共交通分野
第6回	12月26日	・住宅分野 ・情報・コミュニケーション分野 ・その他、障害のある女性
第7回	平成25年 2月27日	・罰則規定 ・中間まとめ(たたき台)
第8回	3月14日	・中間まとめ(案)

(4) タウンミーティングの開催

- 障害に対する理解を広げ、障害のある人が差別を受けずに地域で普通に暮らせる共生社会をつくっていくためには、様々な立場のできるだけ多くの府民が差別について考え、条例の制定に向けて参画することが重要である。また、委員以外の府民の意見も幅広く聴取し、検討会議における検討に反映することも重要である。
- このため、平成24年11月に府内3会場でタウンミーティングを開催し、約280名の府民が参加して意見交換を行ったところである(概要は資料4)。また、平成25年春を目途に、再び府内3か所程度でタウンミーティングを開催することとしている。

開催状況

会場	開催日	内容	参加者
京都市会場	平成24年 11月4日	[基調講演] ・講師 内閣府障害者制度改革担当室 東俊裕室長 ・演題 障害者権利条約と障害者差別禁止法案(仮称)の検討状況について [行政説明] 条例の検討状況について [意見交換]	約130名
北部会場 (舞鶴市)	11月10日	[検討会議委員説明] ・谷口明広座長代理(愛知淑徳大学教授) ・矢吹文敏委員(日本自立生活センター所長) [行政説明] 条例の検討状況について [意見交換]	約70名
南部会場 (宇治市)	11月18日	[検討会議委員説明] ・田尻彰委員((社)京都府視覚障害者協会副会長) [行政説明] 条例の検討状況について [意見交換]	約80名

3. 「障害を理由とした差別と思われる事例」の募集・分析

(1) 「障害を理由とした差別と思われる事例」の募集

○ 障害のある人が地域で普通に暮らせる共生社会の実現に向けた条例を検討するに当たって、まずは府内に住む障害のある人の経験等を検討の出発点とするため、京都府において、障害を理由として嫌な思いをしたこと(してほしくないこと)など、「障害を理由とした差別と思われる事例」の募集が行われた。

- ・ 募集対象 京都府内に住所のある方又は所在する団体
- ・ 募集期間 平成 23 年3月～7月

○ 障害のある人やその家族、支援者等 378 人から、福祉、医療、教育等の様々な分野に関して、479 件の事例の提出があった(主な事例の概要は資料2)。

- ・ 応募者数 378 人

・ 視覚障害 41 人	・ 聴覚・平衡機能障害 125 人
・ 音声・言語・そしゃく機能障害 10 人	・ 肢体不自由 65 人
・ 内部機能障害 2人	・ 知的障害 67 人
・ 精神障害 53 人	・ 発達障害・自閉症・高次脳機能障害 27 人
・ 難病 3人	・ 脳性麻痺 1人
・ 記載なし 131 人	

- ・ 事例件数 479 件 (複数の事例を提出した者あり)

・ 福祉 62 件	・ 医療 27 件
・ 商品販売・サービス提供 64 件	・ 労働 42 件
・ 教育 33 件	・ 建物・公共交通 89 件
・ 住宅 23 件	・ 情報・コミュニケーション 31 件
・ その他 108 件	

(2) 「障害を理由とした差別と思われる事例」の分析

○ 提出された「障害を理由とした差別と思われる事例」をみると、当事者双方から説明を得たものではないことに留意が必要であるが、京都府においても、障害への理解の不足、障害のある人を念頭においていない制度やサービス提供等により、障害のある人が、障害を理由に差別を受けたり、生活の様々な場面で暮らしにくさを感じたりしていることが分かる。

○ 現在の法制度においては、障害者基本法により、何人も障害を理由とした差別を行うことが禁止されているが、具体的にどのような行為が障害を理由とした差別に当たるのかが定められていない。このような中で、意図していないのに、障害を理由とした差別を行ってしまうことも多いと考えられ、共生社会の実現に向けて、具体的にどのような行為が障害を理由とした差別に当たるのかについて、府民が共通の認識をもつことができるようにすることが重要である。

○ このため、検討会議において、提出された「障害を理由とした差別と思われる事例」等を分析し、福祉、医療、教育等の分野ごとに、障害を理由とした差別の具体的な内容について検討を行った。

検討に当たっては、障害者権利条約、障害者基本法、他の都道府県の条例を踏まえ、障害を理由とした差別について、①障害を理由として他の人と異なる取扱いをする「不利益取

扱い」と、②他の人と実質的な平等を確保するための必要な配慮を行わない「合理的配慮の不提供」という2つの類型に区分した。

類型	説明
不利益取扱い	障害を理由として差別、排除、制限その他の異なる取扱いをすること(正当な理由に基づく場合でないもの)
合理的配慮の不提供	障害のある人が障害のない人と同様に基本的人権を実質的に享受し、同じように生活するための必要な改善や変更を行わないこと(相手方に過度の負担を課さないもの)

- また、検討を行う分野については、他の都道府県の条例を踏まえ、障害のある人の生活の主な場面として、①福祉、②医療、③商品販売・サービス提供、④労働、⑤教育、⑥建物・公共交通、⑦住宅、⑧情報・コミュニケーションという8つの分野を設定した。

さらに、提出された事例の中には、障害のある人に対するいじめや嫌がらせ等のハラスメントと思われる事例があったため、障害に関連したハラスメントについても検討を行った。障害のある女性は障害があることと女性であることで二重の困難さがあるが、問題が表に出にくい状況にあるとの指摘を踏まえ、障害のある女性の問題についても検討を行った。

- 障害を理由とした差別の具体的な内容については、現時点の検討状況は、次の①～⑨のとおりである(分野ごとの議論の概要は資料3)。

今後、条例の構成・内容等を検討する中で、「不利益取扱い」と「合理的配慮の不提供」の内容を含め、障害を理由とした差別の定義、定義を行う分野のあり方などについて、さらに検討していく。また、障害に関連したハラスメント、障害のある女性の問題についても、引き続き検討していく。

- なお、条例の制定後には、障害を理由とした差別の具体的な内容について、府民が認識を共有することができるよう、障害のある人及びその家族、関係事業者等の参加を得て、できるだけ分かりやすいガイドラインを作成するとともに、状況の変化等に応じて必要な見直しを行っていくことが必要である。

① 福祉分野

ア 障害を理由とした不利益取扱い

<p><「不利益取扱い」に当たる行為></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害を理由として福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること ○ 障害を理由として本人の意思に反して(意見を聞かずに)施設入所・福祉サービス提供を行うこと <p>※ ただし、正当な理由に基づく場合は、「不利益取扱い」に当たらない。</p>
<p><該当する可能性のある事例(例)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学童保育の利用を申込みに行くと、所長から「自閉症だからこそ、母親がみなきやいけないんじゃないの」と厳しい口調で言われ、学童保育の利用を断られる。 ・ 母親が肢体不自由者であることを理由に、子どもの保育所の入所を認めない。 ・ 知的障害のある本人の意思を確認せず、親族と行政が施設入所を決め、友人との面会を制限する。 ・ 聴覚障害のある本人の意見を聞かず、介護支援専門員(ケアマネジャー)が家族と

相談してケアプランを作成する。

<「正当な理由に基づく場合」と考えられるもの(例)>

- 障害のある人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合
 - ・ 利用者が福祉サービスを受けている際に体調を崩した場合
- 事業所の利用定員の制約から利用申込みに応じられない場合

イ 合理的配慮の不提供

<「合理的配慮」として想定される行為(例)>

- コミュニケーションや情報のやりとりに関する配慮
 - ・ 障害のある人が利用できる福祉サービスの内容等を理解しやすいように、筆談、図解等を用いつつ、分かりやすく説明を行うこと
 - ・ 聴覚障害のある人が緊急連絡を理解できるように、老人ホームで聴覚障害のある人への緊急連絡にメール等を使用すること
 - 障害の特性に応じたきめ細かな配慮
 - ・ 車いす使用者がスムーズに施設に入れるよう、スロープを設けるなど、建物の段差を解消すること
 - ・ 障害のある子どもが適切な保育を受けることができるよう、保育所に障害児保育の知識・経験等を有する保育士を配置すること
- ※ ただし、合理的配慮の内容は障害態様や状況等によって異なる。相手方に「過度の負担」を課す場合は、「合理的配慮の不提供」に当たらない。「過度の負担」かどうかは、事業規模、経営状況、人員体制、負担費用等を踏まえ、個々の事案ごとに判断される。

ウ 今後の検討等に当たっての留意事項

- 障害者基本法のとおり、障害のある人がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることが重要であり、地域で普通に安心して生活できるように支援する方向で施策を展開していくことを条例に明記すべきとの意見があった。また、その際、重症心身障害児者等で施設入所が必要な者もいることに留意する必要があるとの意見があった。今後、条例の構成・内容等の検討の中で、障害のある人の福祉施策に関する基本的な方向性について検討していく。
- グループホームの建設に対して地域住民が反対したという事例に関して、障害のある人が住みたい地域に住めるよう府民啓発に取り組むとともに、障害を理由とした差別として条例に基づく相談・調整等の対象とする必要があるのではないかとの意見があり、今後、条例の構成・内容等の検討の中で検討していく。
- グループホーム、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳、要約筆記、通訳・介助、移動支援、ピアカウンセラー(同じ体験をした者が相談・支援にあたるのが効果的であるとの視点に立ち、相談・支援を行う障害のある人)、軽度難聴児補聴器助成等の施設・サービスの充実を求める意見が数多くあった。京都府や市町村の厳しい財政状況を踏まえる必要があるが、障害のある人が普通に地域で暮らせるよう障害福祉サービス等の充実に取り組んでいく必要がある。

- 中途失明者や聴覚障害児の保護者等への情報提供が不十分であるとの意見があった。障害者手帳交付時も含めて、障害のある人やその家族が障害福祉サービス等の情報提供や相談支援を適切に受けられる体制整備を進めていく必要がある。
- 知的障害や精神障害のある人は自らの意思を言うことが難しい場合があるとの意見があった。相談支援、成年後見制度をはじめ、障害のある人の権利擁護の取組を充実していく必要がある。
- 障害のある人が地域で生活するためには、支える家族に対する支援も重要であるとの意見があった。障害のある人の家族が孤立し過度の負担を感じることはないよう、家族支援を充実していく必要がある。
- 災害発生時に障害のある人への情報提供や避難所での配慮等が行われるのか心配する意見があった。災害発生時に障害特性に応じた支援が適切に行われるよう、地域防災計画等に基づき取組を進めていく必要がある。

② 医療分野

ア 障害を理由とした不利益取扱い

<p><「不利益取扱い」に当たる行為></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害を理由として医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること ○ 障害を理由として強制的に入院や医療を行うこと <p>※ ただし、正当な理由に基づく場合は、「不利益取扱い」に当たらない。</p>
<p><該当する可能性のある事例(例)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大きな声を出す知的障害のある人が病院に行ったところ、「他の人に迷惑なので出て行って」と言われ、受診を断られる。 ・ 聴覚障害のある人が「コミュニケーションがとれない人は責任が持てないので、術後ICUには受け入れられない」と言われ、術後すぐに一般病棟に入る。 ・ 精神障害のある人が退院を希望しているのに、強制的に入院を継続する。 ・ 視覚障害のある人が妊娠した際に、障害児を産むかもしれない、子どもを育てられないとの理由で母親と医師から堕胎を勧められ、本人が希望しないのに堕胎する。

<p><「正当な理由に基づく場合」と考えられるもの(例)></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合理的配慮を提供しても、障害のある本人がパニックを起こしてしまい、治療を継続すると口腔内を傷つけてしまう場合 ○ 医師法第19条又は歯科医師法第19条(応召義務)の「正当な事由」に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の病気により診療が不可能な場合 ○ 法令に特別の定めがある入院の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉法の「措置入院」(自傷他害のおそれ)の場合

イ 合理的配慮の不提供

<p><「合理的配慮」として想定される行為(例)></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コミュニケーションや情報のやりとりに関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障害のある人が治療内容を理解して治療を受けられるよう、手話通訳ではなく、患者である本人に対して治療内容を説明し、理解できたか確認すること

- ・ 病院で視覚障害のある人に順番を知らせるため、電光掲示板を設置したり、直接声をかけて知らせたりすること
- 障害の特性に応じたきめ細かな配慮
 - ・ 自閉症の子どもがパニックを起こさないよう、当日の治療や検査の内容を絵や写真等で工夫して伝えること
 - ・ 待てない・落ち着かない等の特性がある知的障害のある人には、診察順を繰り上げる、落ち着いて待てるスペースを確保するなど、特性に配慮して対応すること
- ※ ただし、合理的配慮の内容は障害態様や状況等によって異なる。相手方に「過度の負担」を課す場合は、「合理的配慮の不提供」に当たらない。「過度の負担」かどうかは、事業規模、経営状況、人員体制、負担費用等を踏まえ、個々の事案ごとに判断される。

ウ 今後の検討等に当たっての留意事項

- 障害のある人の保健医療について、障害のある人は治療・リハビリを受け、障害を受容して社会参加に向かっていくことから、予防、治療、リハビリ、在宅支援が適切に切れ目なく行われる体制を確保することが重要であるとの意見があった。今後、条例の構成・内容等の検討の中で、障害のある人の保健医療施策の基本的な方向性について検討していく。
- 医療機関が障害のある人の診療を断ったという事例に関して、医療機関の待合室にいる患者が障害のある人に対する理解が不足している場合もあり、そのような場合は、医療機関としても対応に困ることになるとの意見があった。そのようなことがなくなっていくよう、府民の障害に対する理解を深めるための啓発・研修を充実していく必要がある。
また、医療の専門分化が進み、医療訴訟が多くなっている中で、医療機関が障害のある人の診療を行うに当たり、当該障害を専門とする診療科に紹介する場合もあることに留意する必要があるとの意見があった。
- 医療機関で「(脳性麻痺で手が上がらないのに)両手を上げて手を組んで」「あなたの子どもはいくら治療したって治らない」など、障害に配慮のない言葉を言われることがあるとの意見があった。医療機関の勤務状況は非常に多忙で厳しいが、医師、看護師、受付職員等が障害への理解を深め、障害のある患者への対応を学ぶための啓発・研修の取組を進めていく必要がある。
- 精神障害のある人の保健医療に関して、精神障害は早期治療が大切であり、府民が早期に精神科医療機関を受診できるよう、精神疾患や精神保健医療の重要性等に関する教育が重要であるとの意見があった。また、精神症状が急に悪化した場合にも円滑に医療を受けられるよう、精神科救急医療体制を強化する必要があるとの意見があった。精神障害のある人が精神科以外の病気の治療を断られないよう、一般医療と精神科医療の連携が重要であるとの意見があった。これらの意見を踏まえ、精神保健医療の充実に取り組んでいく必要がある。
また、精神科病院の医師・看護師の配置基準について、国の制度ではあるが、見直すべきとの意見があった。

③ 商品販売・サービス提供分野

ア 障害を理由とした不利益取扱い

<「不利益取扱い」に当たる行為>

○ 障害を理由として商品の販売又はサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること

※ ただし、正当な理由に基づく場合は、「不利益取扱い」に当たらない。

<該当する可能性のある事例(例)>

- ・ 喫茶店に肢体不自由・知的障害のある人を連れて行ったら、「障害のある人は対応できない」とのことで、入店を断られる。
- ・ 散髪屋に車いす使用者が行ったときに、店主から「車いすの方はお断り」と言われ、玄関先から入れない。
- ・ 知的障害のある人と一緒に食堂に行ったら、店員が「この人は並べないのだから、職員が決めて早くしてください」と怒りながら言い、本人の選択を制限する。

<「正当な理由に基づく場合」と考えられるもの(例)>

○ 障害の特性により、他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合

- ・ コンサートや映画等の観客が静かにすることが必要な場所で、障害の特性により大声をあげてしまう場合(他の利用者の受忍限度を超え、明らかにサービスの本質を著しく損なうことを具体的に説明する必要)

○ 人の生命、身体、財産に対する侵害が生じる具体的な危険がある場合

- ・ 遊園地の遊具に乗車中に本人の体調が急変した場合で、本人の生命や身体に危害が生じる具体的なおそれがあるとき

イ 合理的配慮の不提供

<「合理的配慮」として想定される行為(例)>

○ コミュニケーションや情報のやりとりに関する配慮

- ・ お店や飲食店等で聴覚障害のある人が商品を選択できるよう、筆談等の配慮をすること
- ・ 聴覚障害のある人が問合せや申込み等をできるよう、ファックスやメール等でも対応可能とすること

○ 障害の特性に応じたきめ細かな配慮

- ・ お店や飲食店等の構造・座席について、車いす使用者が利用できるようにすること
- ・ 銀行の振り込み等において、視覚障害のある人の意思確認の方法として、自筆サインに代えて、複数の職員による確認等の代替手段を提供すること

※ ただし、合理的配慮の内容は障害態様や状況等によって異なる。相手方に「過度の負担」を課す場合は、「合理的配慮の不提供」に当たらない。「過度の負担」かどうかは、事業規模、経営状況、人員体制、負担費用等を踏まえ、個々の事案ごとに判断される。

ウ 今後の検討等に当たっての留意事項

- 障害のある人が一人で買い物に来たときなど、分け隔てなく客として対応してほしいとの意見があった。また、知的障害のある子どもがお店に行くと、不審者と思われ、店員がついてまわる場合があり、そのような場合は店員に知的障害の特性を説明してきたが、個人での説明には限界があるとの意見があった。他方、商品販売・サービス提供の現場は二極化し、きめ細かなサービスを提供することで売るお店と、サービスを省きコストダウンすることで売るお店に分かれてきていることに留意する必要があるとの意見があった。

これらの意見を踏まえ、今後、条例の構成・内容等の検討の中で、障害のある人の商

品販売・サービス提供に関する施策の基本的な方向性について検討していく。

また、店員等が障害に対する理解を深め、障害のある客への対応を学ぶことができるよう、店員等の啓発・研修の取組を充実していく必要がある。その際、障害のある人が講師として研修に参加する仕組みを検討するとともに、障害のない人が一遍に障害の全てを理解することは難しいことに留意し、一つずつ理解を深めていくような取組を検討する必要がある。店舗オーナーや企業トップの考え方が重要であり、それらの責任者の障害に対する理解を深めるための啓発・研修の取組も必要である。

- 障害のある人のツアー旅行に付き添いを求めたという事例に関して、危険防止等の観点から、付き添いが必要な場合もあるのではないかと意見があった。また、お店の商品棚が車いす使用者の目線より高く見えにくいという事例に関して、車いす使用者と立っている大人の目線はかなり違うので、両者に配慮した並べ方の工夫がどのようにあるのか難しい問題ではないかと意見があった。

合理的配慮に関して、どのようにしたら障害のある人によりよいサービスが提供できるかを考えながら、障害のある人と関係事業者等が話し合っていくことが重要ではないかと意見があった。また、障害のある人がどこのお店でどのような配慮を受けられるのかを評価し、地域マップを作成することによって、障害のある人の利用に役立てるとともに、障害のある人への配慮に積極的に取り組むお店の社会的評価を高めることができるのではないかと意見があった。

これらの意見を踏まえ、条例の制定後には、不利益取扱いや合理的配慮の内容について、府民が認識を共有することができるよう、障害のある人、関係事業者等の参加を得て、できるだけ分かりやすいガイドラインを作成するとともに、状況の変化等に応じて必要な見直しを行っていくことが必要である。また、障害のある人への配慮に積極的に取り組む事業者等を応援する仕組みを検討する必要がある。

- 商品販売・サービス提供の現場で起きた事例について、条例に基づく相談・調整等の事後解決の仕組みの対象とする場合は、相当しかりとした第三者機関をつくる必要があるとの意見があり、今後、条例の構成・内容等の検討の中で検討していく。
- 商品販売時の配慮だけでなく、商品を開発する際に、障害のある人に配慮した商品を開発することが重要であるとの意見があった。

④ 労働分野

ア 障害を理由とした不利益取扱い

<「不利益取扱い」に当たる行為>

- 障害を理由として募集・採用を行わず、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること
- 障害を理由として賃金、労働時間その他の労働条件、配置、昇進、降格、教育訓練又は福利厚生について不利益な取扱いをすること
- 障害を理由として解雇すること

※ ただし、正当な理由に基づく場合は、「不利益取扱い」に当たらない。

<該当する可能性のある事例(例)>

- ・ 視覚障害のある人が「就職面接に盲導犬同伴」と言ったら、就職面接をキャンセルされる。
- ・ 聴覚障害のある人が就職面接で「電話対応ができない」と答えると、電話だけの仕事ではないのに、「採用は無理」と断られる。

- ・ 視覚障害のある女性が出産後に職場復帰した際、障害のない女性は正職員のまま職場復帰するのに、正職員から非正規社員のパートタイマーにされる。
- ・ 精神障害のある人が、状態が悪くなり仕事を思い通りに進められないときに、病気が原因と言っても受け止めてもらえず、配置転換等の配慮なく解雇される。

<「正当な理由に基づく場合」と考えられるもの(例)>

- 従事させようとする業務の本質的な部分を適切に遂行することができないと認められるため、採用しない場合(前提として、合理的配慮の提供を検討する必要)
 - ・ 運転が必要な業務において運転ができない場合
 - ・ 接客の多い業務において接客が十分にできない場合
- 従事させようとする業務の遂行に必要な能力があると認められるが、応募者の中での順位が募集枠を超えているため、採用しない場合(前提として、採用試験等で合理的配慮の提供を行う必要)
- 雇用している労働者が障害により従前の業務の本質的な部分を適切に遂行することが困難となったため、配置転換や降格をした場合、さらにそれでも業務を適切に遂行できないときに解雇した場合(前提として、合理的配慮の提供を検討する必要)
- 合理的配慮を提供して労働能力を適切に評価しており、その結果として、賃金等に差が生じた場合

イ 合理的配慮の不提供

<「合理的配慮」として想定される行為(例)>

- コミュニケーションや情報のやりとりに関する配慮
 - ・ 発達障害により、もの忘れや手順の混乱等の特性がある人に対して、絵や写真等も用いて指示内容を分かりやすく示すこと
 - ・ 入社試験や研修等において、点字、拡大文字や手話通訳など、障害の特性に応じた配慮を行うこと
 - 障害の特性に応じたきめ細かな配慮
 - ・ 職場の座席や通路等について、車いす使用者が利用できるようにすること
 - ・ 精神障害のある人の勤務時間、休憩時間、勤務形態等を柔軟にしたり、知的障害のある人のために工程を単純化したり、職務内容を工夫すること
- ※ ただし、合理的配慮の内容は障害態様や状況等によって異なる。相手方に「過度の負担」を課す場合は、「合理的配慮の不提供」に当たらない。「過度の負担」かどうかは、事業規模、経営状況、人員体制、負担費用等を踏まえ、個々の事案ごとに判断される。

ウ 今後の検討等に当たっての留意事項

- 障害のある人が企業等で働くことによって自立や社会参加の実現を図ることができるよう、行政、企業等が協力して、障害のある人の雇用促進に一層取り組んでいく必要があるとの意見があった。また、企業等が障害のある人を雇用したいと思っても、障害のある人のための仕事の切り出し方や対応の仕方が分からず、雇用が進まない状況にあり、企業等に対する行政の支援を充実する必要があるとの意見があった。

他方、労働においては、企業が必要とする人を採用し、その能力を発揮して就労してもらい、その成果に応じて報酬を支払うことが原則であり、障害のある人の労働でも考え方は同じであるべきとの意見があった。また、企業の多くは、障害のある人の評価制度と、障害のない人の評価制度をそれぞれもっており、障害のある人の評価制度によって、障害のある人のうち可能な方の長期雇用を確保しているとの意見があった。さらに、障害

のある人は障害のない人と同じ勤務条件では働きにくい場合があり、障害特性に応じて、休憩、業務工程等の配慮が求められるとの意見があった。

これらの意見を踏まえ、今後、条例の構成・内容等の検討の中で、障害のある人の労働施策に関する基本的な方向性について検討していく。

また、企業等においては、障害のある人がどのようにすれば能力を発揮できるのかという視点に立って、必要な配慮を行い、障害のある人一人一人の適材適所を考えて配置を行うことが求められ、行政はそのような企業等の取組を支援していくことが必要である。行政が積極的に障害のある人を雇用して、行政の雇用事例を基に、企業等に対して、障害のある人の雇用を提案していくような取組も必要である。

- 労働分野における不利益取扱いや合理的配慮について、企業等がすぐに対応できることと、すぐに対応できないことがあるとの意見があった。また、不利益取扱いの「正当な理由」に関して、障害のある人が「業務の本質的な部分を適切に遂行することができない」かどうか適正に判断される必要がある、産業医等が就労支援機器等の情報を企業等や障害のある人に伝える仕組みが必要ではないかとの意見があった。

条例の制定後には、どのような行為が不利益取扱いに当たり、どのような合理的配慮が求められるのか、障害のある人や関係者が集まってガイドラインを作成し、普及啓発を図るとともに、企業等や障害のある人が相談・支援を受けることができる場をつくる必要がある。

- 障害者枠で就職できても、会社内で友達もできず、誰からも話しかけられず、障害のある人が孤立していることがあるとの意見があった。障害のある人と一緒に働く社員や企業トップの障害に対する理解を深めるため、啓発・研修の取組を充実していく必要がある。その際、障害のある人が障害に関する研修の講師となる仕組みを検討する必要がある。また、障害のある人が継続して働けるよう、ジョブコーチによる支援等、会社内外からの就職後のフォロー体制の整備が必要である。
- 障害が重く、企業等で働くことを望まない障害のある人の自己実現にも留意する必要があるとの意見があった。

⑤ 教育分野

ア 障害を理由とした不利益取扱い

<「不利益取扱い」に当たる行為>

- 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと
- 本人又は保護者への意見聴取や必要な説明を行わないで入学する学校を決定すること

※ ただし、正当な理由に基づく場合は、「不利益取扱い」に当たらない。

<該当する可能性のある事例(例)>

- ・ 障害のある児童生徒に対して、個別の教育支援計画等に基づいた指導や支援を行わない。
- ・ 障害のある児童生徒に対して、親の付き添いを求めるなど、授業や学校行事への参加を制限する。
- ・ 障害のある児童生徒に対して、本人又は保護者への意見聴取や必要な説明を行わずに就学する学校を決定する。

＜「正当な理由に基づく場合」と考えられるもの(例)＞

- 障害のある児童生徒の生命や身体の保護のために、やむを得ない必要があると認められる場合
 - ・ 心臓障害のある児童本人が学校登山への参加を希望したが、医師の意見も聞いた上で登山は困難と判断した場合
- 学校が合理的配慮を行ってもなお障害のある児童生徒の教育目的を達成できない場合
- 保護者が意見聴取や説明を聞くことを拒否した場合

イ 合理的配慮の不提供

＜「合理的配慮」として想定される行為(例)＞

- コミュニケーションや情報のやりとりに関する配慮
 - ・ 聴覚障害のある児童生徒が理解できる情報伝達方法を用いること
 - ・ 障害の特性に応じた教材(点字や音声、拡大文字の資料など)を用意すること
 - 障害の特性に応じたきめ細かな配慮
 - ・ 車いすを使用する児童生徒が安全・円滑に学校生活を送ることができるよう、段差の解消、スロープの設置、車いす用トイレの設置等の施設整備に配慮すること
 - ・ 発達障害のある児童生徒の学校生活が円滑に進むよう、図や写真を用いた活動予定表等を活用し、学習の予定や進め方を分かりやすい方法で知らせること
- ※ ただし、合理的配慮の内容は障害態様や状況等によって異なる。相手方に「過度の負担」を課す場合は、「合理的配慮の不提供」に当たらない。「過度の負担」かどうかは、事業規模、経営状況、人員体制、負担費用等を踏まえ、個々の事案ごとに判断される。

ウ 今後の検討等に当たっての留意事項

- 障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けるというインクルーシブ教育システムを目指していくことを条例に明記し、社会全体で共通認識を持ち、現状を一步でも二歩でも変えていく努力が必要であるとの意見があった。他方、聴覚障害のある人が大学を卒業して社会に出てから孤立するという問題がでており、聾学校で手話を習得し、専門的な教育を受けることも重要であるとの意見があった。

※ 「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされている。(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」平成 24 年7月中央教育審議会初等中等教育分科会)

また、就学先の決定に際して、京都府ではきめ細やかに障害のある子どもや保護者の意見が尊重されているように思うが、障害のある子どもや保護者は様々な不安を持っており、丁寧な就学相談が必要であり、就学先に関する「説明」が「説得」にならないよう注意が必要であるとの意見があった。

これらの意見を踏まえ、今後、条例の構成・内容等の検討の中で、「京都府教育振興プラン」(平成 23 年1月策定)に基づき、障害のある子どもの教育施策に関する基本的な方向性について検討していく。

- 京都府や市町村の人員や予算の問題もあるが、教職員がきめ細やかに配慮し、障害

のある子ども一人一人に応じた支援をさらに進めていく必要があるとの意見があった。また、不利益取扱いの「正当な理由」に関して、「保護者が意見聴取や説明を聞くことを拒否した場合」は、その前提として、どれだけ保護者にアプローチして保護者の思いを聞いてきたかが重要ではないかとの意見があった。

条例の制定後には、不利益取扱いや合理的配慮の内容について、府民が認識を共有することができるよう、障害のある人やその家族、教育関係者等の参加を得て、ガイドラインを作成するとともに、状況の変化等に応じて必要な見直しを行っていくことが必要である。

○ 教職員の何気ない言葉や対応で障害のある子どもや保護者が嫌な思いをし、後々まで傷付くことがあるとの意見があった。学校の教職員が障害に対する理解を深めることができるよう、教職員の啓発・研修の取組を充実していく必要がある。また、障害の特性を障害のない子どもの保護者に理解してもらうことも重要である。

○ 次代を担う子どもたちが障害に対する理解を深めることが非常に重要であり、子どもの頃から、障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に学び遊ぶ場を設ける必要があるとの意見があった。また、学校教育の中で障害者施設に子どもたちに来てもらう取組をさらに広めていくことが大切で、このような取組は将来的な福祉の担い手を育てる種まきにもつながるのではないかとの意見があった。

学校教育の中で子どもたちが障害に対する理解を深めるための取組を充実していくことを検討する必要がある。その際、障害のある人が学校を訪問し、子どもたちに話をしたり、子どもたちが障害者施設を訪問し、障害のある人と交流したりする取組の充実を検討する必要がある。

⑥ 建物・公共交通分野

ア 障害を理由とした不利益取扱い

<「不利益取扱い」に当たる行為>

- 障害を理由として建物その他の施設の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること
- 障害を理由として公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること

※ ただし、正当な理由に基づく場合は、「不利益取扱い」に当たらない。

<該当する可能性のある事例(例)>

- ・ 聴覚障害者関係団体が旅館の予約をしたところ、夜中に火事等が起こった場合に困るからと、安全面で断ってくる。
- ・ 盲導犬使用者が観光施設に入ろうとしたとき、「犬を入れては困る」と言われ、入場を断られる。
- ・ タクシー乗り場や道で車いす使用者が乗ろうとしたところ、車いすと分かると乗車拒否される。
- ・ 知的障害のある人がバスに乗車中に大声を出した際に運転手から「もう2度と乗るな」「次からは親と来い」などと怒鳴りつけられ、バスに乗車できなくなる。

<「正当な理由に基づく場合」と考えられるもの(例)>

- 施設・公共交通機関の構造上やむを得ない場合
 - ・ 通路の幅を広げるなど施設の構造を変更してしまうと、代替不可能な文化的な価値

を損ねてしまう場合

- ・ 車いすで中に入ろうとした場合に、施設等を損傷させてしまう場合
- ・ 施設等の老朽化のため障害のある人の安全を確保できない場合
- 人の生命、身体、財産に対する侵害が生じる具体的な危険がある場合
 - ・ 気圧の変化や酸素濃度の低下により身体に悪影響を及ぼす機能障害のある者について、飛行機の搭乗を拒否する場合

イ 合理的配慮の不提供

<「合理的配慮」として想定される行為(例)>

- コミュニケーションや情報のやりとりに関する配慮
 - ・ 視覚障害のある人が安全・円滑に施設を利用できるよう、施設の案内表示について点字、拡大文字、音声等の配慮を行うこと
 - ・ 車内放送が聞こえない聴覚障害のある人のために、液晶掲示板で行き先等を案内すること
 - 障害の特性に応じたきめ細かな配慮
 - ・ 高低差のある場所へのスロープ、エレベーター、手すりの整備等、障害のある人が安全・円滑に移動できるよう配慮すること
 - ・ 障害のある人が公共交通機関を利用できるよう、乗降の介助をすること
- ※ ただし、合理的配慮の内容は障害態様や状況等によって異なる。相手方に「過度の負担」を課す場合は、「合理的配慮の不提供」に当たらない。「過度の負担」かどうかは、事業規模、経営状況、人員体制、負担費用等を踏まえ、個々の事案ごとに判断される。

ウ 今後の検討等に当たっての留意事項

- 建物のバリアフリー化を進めるため、行政が率先して行政建物のバリアフリー化に取り組む必要があるとの意見があった。また、公共の建物を新たに建設する際には、計画・設計段階から障害のある人に意見を聞き、障害のある人が利用しやすさをチェックする仕組みが必要ではないかとの意見があった。街中のバリアフリー化を進めるため、障害のある人、高齢者、子育て世代等に意見を出してもらう仕組みが必要ではないかとの意見があった。

これらの意見も踏まえ、今後、条例の構成・内容等の検討の中で、障害のある人の建物・公共交通のバリアフリー化施策の基本的な方向性について検討していく。また、京都府や市町村の厳しい財政状況を踏まえる必要があるが、京都府庁、市役所、町村役場、学校等、行政建物のバリアフリー化をはじめ、建物のバリアフリー化の推進に取り組んでいく必要がある。
- バスや地下鉄等の職員研修を事業者が障害者関係団体とともに実施してきており、障害のある人への対応が改善しているとの意見があった。事業者が障害者関係団体とともに、障害のある人にどのように対応すればよいかを考え、職員に対する研修を行うような取組を進めるとともに、このような取組を行政が支援していくことが必要である。
- 建物・公共交通分野における不利益取扱いや合理的配慮について、対応するにはインフラとして社会基盤を変える必要があり、大きなコストを要し、民間では求められても難しいものもあるとの意見があった。他の都道府県の条例をみると、「正当な理由」や「過度の負担」という考え方が入っており、事業者の現状等も踏まえながら、当事者双方の話し合いで着地点を見付けていくことになるのではないかと意見があった。

条例の制定後には、不利益取扱いや合理的配慮の内容について、障害のある人や関係者が集まって、ガイドラインを作成するとともに、状況の変化等に応じて必要な見直しを行っていくことが必要である。

⑦ 住宅分野

ア 障害を理由とした不利益取扱い

<「不利益取扱い」に当たる行為>

- 障害を理由として住宅の賃貸等を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること
- ※ ただし、正当な理由に基づく場合は、「不利益取扱い」に当たらない。

<該当する可能性のある事例(例)>

- ・ 精神障害のある人の引っ越し先を探したが、精神障害という言葉が出た瞬間に不動産業者から断られる。
- ・ 知的障害のある人が一人暮らしのマンションを探したが、「火の始末ができないかもしれない」「何かあったら困る」などと言われ、多くの大家に入居を断られる。
- ・ アパートの賃貸契約において、精神障害で警察の介入があった場合は契約を即時解除すること、異議・損害賠償を申し出ないことなどの条件を付ける。

<「正当な理由に基づく場合」と考えられるもの(例)>

- 建物の構造上やむを得ないと認められる場合
- ・ アパートの構造上、車いすでは中に入ることができないため、賃貸契約の申込みに応じられなかった場合(建物の改修について退去時の原状回復義務を前提に承認することができないか検討することが求められる)

イ 合理的配慮の不提供

<「合理的配慮」として想定される行為(例)>

- コミュニケーションや情報のやりとりに関する配慮
 - ・ 住宅賃貸の重要事項の説明に当たり、手話や筆記等、障害特性に配慮したコミュニケーション方法をとること
 - ・ 住宅の賃貸契約に当たり、信頼できる第三者が立ち会うことを承諾すること
 - 障害の特性に応じたきめ細かな配慮
 - ・ 車いす用のスロープの設置など、障害のある人にとって必要な住宅改修を承認すること(賃借人に退去時の原状回復義務や原状回復に必要な担保の提供が求められることはある)
- ※ ただし、合理的配慮の内容は障害態様や状況等によって異なる。相手方に「過度の負担」を課す場合は、「合理的配慮の不提供」に当たらない。「過度の負担」かどうかは、事業規模、経営状況、人員体制、負担費用等を踏まえ、個々の事案ごとに判断される。

ウ 今後の検討等に当たっての留意事項

- 障害者基本法では、どこで誰と生活するかを選択する機会が確保されることとなっているが、火を使うので危ないと言われたり、複数の保証人を求められたりするなど、障害を理由に入居を拒否されるとの意見があった。また、障害のある人の住宅確保に行政等が取り組むことが重要であるが、公営住宅の障害者優先入居枠が少なく、条例の制定を待たず、障害担当部局から公営住宅部局に働きかける必要があるとの意見があった。ヘルパーの訪問等により、火事等は防ぐことができ、むしろ障害のない人の事故や事件の方が多いたとの意見があった。

他方、住宅の賃貸契約書において、防衛的に細かな事項を盛り込んでおかないと、何か起きたときに対応できないなど、社会全体の風潮も考慮する必要があるとの意見があった。また、行政が強制的な措置を行使するのではなく、行政は当事者双方が互いに理解して自主的に解決していくための働きかけを行うことや、今後の対応策に力を入れることが適当ではないかとの意見があった。

これらの意見を踏まえ、今後、条例の構成・内容等の検討の中で、障害のある人の住宅施策の基本的な方向性について検討していく。

また、障害のある人が普通に地域で暮らせるよう、障害のある人の住宅確保に取り組んでいく必要がある。条例の制定後には、不利益取扱いや合理的配慮の内容について、障害のある人や関係者が集まって、ガイドラインを作成する必要がある。

- 精神障害のある人などの地域生活への移行を進めるためには、地域の受け皿を整備する必要があるが、グループホームの建設に地域住民から反対が起こることがあるとの意見があった。グループホームは障害のある人の「家」であり、障害のある人が住みたい地域に住めるよう府民に啓発を行うとともに、一般の住宅施策にグループホームの整備推進を位置づけるべきとの意見があった。また、グループホーム建設に地域住民が反対する事例について、条例に基づく相談・調整等の対象とする必要があるとの意見があり、今後、条例の構成・内容等の検討の中で検討していく。

グループホームは建築基準法で「寄宿舍」と判断されることが多く、既存住宅を改修してグループホームを整備することが難しくなっているとの意見があった。グループホームに入居する障害のある人の安全を確保しつつ、既存住宅を改修してグループホームとするための改善方策について検討する必要がある。

グループホームが障害のある人の最後の住み家ではなく、何年もかかるだろうが、最終的には個人で家に住むことが最も自立した生活ではないかとの意見があった。

⑧ 情報・コミュニケーション分野

ア 障害を理由とした不利益取扱い

<「不利益取扱い」に当たる行為>

- 障害を理由として情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること
- 障害を理由として情報を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること

※ ただし、正当な理由に基づく場合は、「不利益取扱い」に当たらない。

<該当する可能性のある事例(例)>

- ・ 聴覚障害のある人が意思疎通のために必要な筆談での情報の提供を申し出たときに、それを断られる。
- ・ 回覧板などみんなに伝える情報について、知的障害のある人は分からないだろうと判断して、本人の意向を確認しないまま、情報提供しない。

<「正当な理由に基づく場合」と考えられるもの(例)>

- 他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合
 - ・ 障害者の求める情報の内容が個人のプライバシーを侵害するような個人情報に該当する場合
- 障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合
 - ・ 聴覚障害者が手話によるコミュニケーションを求めたが、手話を理解することができないため、筆談などの他の方法とするよう求めた場合(合理的配慮の提供ができな

イ 合理的配慮の不提供

<「合理的配慮」として想定される行為(例)>

- コミュニケーションや情報のやりとりに関する配慮
 - ・ 会議や講演等において、障害のある人が理解できるよう、資料点訳、拡大文字、ふりがな、手話通訳、要約筆記、磁気テープ等の配慮をすること
 - ・ 災害の緊急情報が障害のある人に伝わるよう、音声、サイレン、ビラ、メール、掲示板等の多様な方法で提供すること
 - ・ 知的障害のある人が行政窓口で意思疎通をしやすいように、説明資料にルビを付け分かりやすく表現し、絵カードを活用すること
 - ・ 聴覚障害のある人が行政への問合せや申込み等ができるよう、問合せ先として、電話だけでなく、ファックスやメールを明記すること
- ※ ただし、合理的配慮の内容は障害態様や状況等によって異なる。相手方に「過度の負担」を課す場合は、「合理的配慮の不提供」に当たらない。「過度の負担」かどうかは、事業規模、経営状況、人員体制、負担費用等を踏まえ、個々の事案ごとに判断される。

ウ 今後の検討等に当たっての留意事項

- 情報・コミュニケーションは生活の全てに関わる問題であり、障害のある人が生活の様々な場面で情報・コミュニケーション手段を確保できるよう、点字、拡大文字、パソコン、手話通訳、要約筆記、指文字、ふりがな、絵カードなど、それぞれの障害特性に対応できる体制を整備する必要があるとの意見があった。行政に情報・コミュニケーション手段の選択ができる環境の整備を行う責務があることを条例に明記すべきとの意見があった。知的障害のある人は、意思を聞いてもらえず、家族と介助者等が物事を決めることがあるが、自分の意思を表明でき、そのための分かりやすい説明を受ける権利があることを条例に明記してほしいとの意見があった。

他方、民間施設における情報・コミュニケーションの問題をどのように解決するか悩ましく、例えば、ホテルのキーカードは色覚障害者には使えないが、ホテルやその他の利用者からみれば、便利で効率的であることに留意する必要があるとの意見があった。また、必要な配慮を行う民間の努力には限界があり、行政の財政支援が必要であるとの意見があった。

これらの意見を踏まえ、今後、条例の構成・内容等の検討の中で、障害のある人の情報・コミュニケーション施策に関する基本的な方向性について検討していく。

- 障害のある人が生活の様々な場面で情報・コミュニケーション手段を確保できるようにするためには、まずは府民が情報・コミュニケーションの手段の違いを認識する必要があるとの意見があった。また、障害のある人がよく関わりのある行政窓口や事業者窓口で、様々な障害特性に応じた必要な配慮ができるようにする必要があるとの意見があった。発達障害の人は、指差しなどで視覚的に情報を伝える以外のコミュニケーションが苦手であり、視覚的に情報を伝えられるような配慮が必要であるとの意見があった。

条例の制定後には、不利益取扱いや合理的配慮の内容について、障害のある人や関係者が集まって、ガイドラインを作成し、府民のほか、行政窓口や事業者窓口の職員に対する啓発・研修に取り組んでいく必要がある。

- 聴覚障害のある人への日常的な情報保障や災害時の安全確保等のため、聴覚障害

者情報提供施設を整備する必要があるとの意見があった。通訳・介助員や手話通訳者等が不足しており、さらなる養成を進めるべきとの意見があった。障害のある人が住む地域の自治会等において、手話通訳や点字訳を必要とする場合に、行政がそのための機関を紹介するなどの支援を行う仕組みを検討してはどうかとの意見があった。聴覚障害のある人が電話で手話通訳を通すと本人確認をしてもらえないことがあり、手話通訳等のコミュニケーション支援員の位置づけについて検討すべきとの意見があった。

京都府や市町村の厳しい財政状況を踏まえる必要があるが、障害のある人が普通に地域で暮らせるよう情報・コミュニケーション支援の充実に取り組んでいく必要がある。

- 障害年金等の生活に大きな影響がある重要な手続きについて行政が分かりやすく説明する必要があるとの意見があった。障害者手帳交付時も含めて、障害のある人やその家族が障害福祉サービス等の情報提供や相談支援を適切に受けられる体制整備を進めていく必要がある。
- 聴覚障害者、視覚障害者、知的障害者、精神障害者等の情報弱者が情報を得られるよう、情報・コミュニケーションを確保するための法律を制定すること、環境整備の費用は基本的に国が負担し、不足分を地方や民間が担うようにすることを国に要望すべきであるとの意見があった。

⑨ その他

ア ハラスメント

- 国の「『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』」についての差別禁止部会の意見（平成 24 年9月障害者政策委員会差別禁止部会）では、障害に関連して行われるいじめや嫌がらせ等のハラスメントについて、差別そのものではないが、差別に深く関連するものとして、適切に対処する措置をとることを国に求めている。
- 京都府の募集に提出された事例においても、障害のある人に対するいじめや嫌がらせ等のハラスメントと思われる事例が多数寄せられた。

<障害に関連したハラスメントと思われる事例(例)>

- ・ 学童保育で指導員が自閉症の子どもに「この調子で生きていても、君はしんどいだけだろう」「川に流したろうか」「自閉症やししょうがない」などと言う。
- ・ 発達障害の人が会社の上司から「給料どろぼう」「役に立たない」「のろま」などとしばしば言われる。
- ・ 車いす使用者がタクシーに乗ろうとしたときに、運転手が車いすをトランクに積む際に、運転手から「わしは腰が痛いんじゃ、どうしてくれんねん」と言われる。
- ・ お店でパンを入れる袋を知的障害のある子どもが触ったところ、店員がすぐにそれを取ってゴミ箱に捨てる。それを見て、知らない人が自分の子どもに「言うことを聞かなかつたら、あんなふうになる」と言う。
- ・ 10室ほどのアパートで盗難事件があったときに、家主から精神障害のある人が真っ先に疑われる。
- ・ 知的障害のある人が選挙に行った際、はがきを提出したにも関わらず、受付に「何しに来たん」と言われ、母が「投票に来た」と返答すると、「字書けるの」と言われる。
- ・ 近所づきあいで、聴覚障害のある人が挨拶をしても無視され、歩いていくと、足音を聞いて近所の人々が去ってしまう。

- ・ ノンステップバスに車いす使用者が乗ったら、乗客から「狭いのに、なぜ車いすで乗るのか」「時間かけず、早くできないのか」と言われる。

○ 障害のある人に対するいじめや嫌がらせ等のハラスメントについて、差別には該当しなくても、障害のある人が地域で普通に暮らせるようにするためには、条例にハラスメントを位置づけ、府民への啓発等によってハラスメントをなくしていくことが必要であるとの意見があった。障害のある人の声が社会に届けられるような仕組みを工夫し、行政の責任、企業等の責任、府民の責任というかたちで条例の中に入らなければならないとの意見があった。また、障害のある人に対するハラスメントについては、条例で差別そのものと規定し、禁止すべきとの意見があった。

これらの意見を踏まえ、今後、条例の構成・内容等の検討の中で、障害のある人に対するハラスメントについて、差別として禁止するか、差別とは別のものとして禁止するか、差別とは別のものとして府民啓発等により解消を図っていくことを規定するか、条例に基づく相談・調整等の対象とするかなど、条例でどのように位置づけることができるか検討していく。

イ 障害のある女性

○ 障害のある女性は障害があることと女性であることで二重の困難さがあるが、問題が表に出にくい状況にあるとの指摘を踏まえ、障害のある女性の問題について、委員からの事例等の報告を基に検討を行った。

<障害のある女性が受ける困難事例(例)>

- ・ 通所授産施設に通う送迎バスで、「乗り降りは自分で行う」と断っているのに、男性スタッフが毎日身体に触って介助を行う。(精神・知的障害)
- ・ 企業の面接で「うちは本当なら障害者は要らないんだよ。でも社会的立場上、面接くらいはしないとね。まだ男性で見た目に分かん障害やったらええねんけどな。一応面接はしてあげたからもういいでしょ。」と言われる。(肢体不自由)
- ・ 農家の長男である夫の両親が結婚に反対。「大卒の都会育ちで身体の悪い嫁より、中卒でもよく働く丈夫な嫁を」と言われた。結婚したが、夫の両親にはついに嫁として認められなかった。(肢体不自由)
- ・ 妊娠7か月に入ってから夫が自分の両親に手紙で子どもが産まれることを知らせると、夫の母から「産ませるつもりか、すぐに始末するように」と手紙がきた。(視覚障害)
- ・ できる家事はがんばってやるが、疲れやすく横になってしまうことも多い。それでも、家事をやって当たり前だと思われている。(精神障害)
- ・ 施設で障害のある女性の入浴介助を男性職員がやっていた。(肢体不自由)
- ・ 盲学校中学の修学旅行で、男女合わせて10人ぐらいが広い部屋に男女の間に境もなく宿泊させられた。(視覚障害)
- ・ 妊娠の健診のとき、女性の手話通訳者がいなくて男性だった。自分も抵抗があったが、通訳者も困っていた。(聴覚障害)
- ・ 車いすトイレが男性側にしかないときがあり、とても嫌な気分が入る。(肢体不自由)
- ・ 子どものころから、女性であることより障害者であることの方が前面にあって、女性として扱われていないと感じる。(肢体不自由)

○ 障害のある女性の困難さは、性的被害、就労、恋愛、結婚、離婚、家事、育児、介護、性と生殖、妊娠、出産、医療、教育、制度等と多岐にわたるが、今までの風習、慣行、無

理解等に基づくもので、なかなか社会的に認知されない状況にあり、次のような理由から、条例に障害のある女性に関する規定を設け、障害のある女性の立場を認識してもらいたいとの意見があった。

- ・ 法律や障害者権利条約があっても、障害のある女性が守られない現状を改善
- ・ 障害のある女性の不利とニーズを可視化し、不均等な待遇を改善
- ・ 女性であること障害があることの両面から受ける複合被害を救済
- ・ 障害のある女性の社会的地位の確認と保障
- ・ 地方自治体としての責務を明確化
- ・ 社会的なメッセージとして認識を広める

○ 障害のある女性の問題は広い範囲で起きており、障害のある人は特別な存在ではなく、誰にでも起こりうることだという認識を共有するよう、障害への理解を積極的に広げる必要があるとの意見があった。障害のある女性が孤立することが大きな問題であり、身近に相談できる場所が必要であり、また、障害のある女性の立場を分かった専任のスタッフが相談に応じることが重要であるとの意見があった。DVのシェルターでも重度の障害がある女性の受入れは困難な問題があるとの意見があった。

○ これらの意見を踏まえ、今後、条例の構成・内容等の検討の中で、障害のある女性を一つの分野として差別の定義を設けるか、障害のある女性の問題について府民啓発等により解消を図っていくことを規定するか、各分野で生じた障害のある女性に関連する差別事例には専任スタッフによる相談・調整等の体制を構築するかなど、障害のある女性の問題について条例でどのように規定することができるか検討していく。

4. 条例制定に向けた検討

(1) 条例の必要性

- 多くの人が住み慣れた地域で社会の一員として尊重され、自分らしく暮らしたいと思っており、これは障害のある人も同じである。障害者基本法においても、全ての障害のある人が、基本的人権を享有する個人として尊重され、どこで誰と生活するかを選択の機会が確保され、社会の一員として社会・経済・文化活動に参加する機会が確保されるように、共生社会の実現を図っていくこととされている。

しかし、提出された「障害を理由とした差別と思われる事例」等をみると、京都府においても、障害のある人が生活の様々な場面において、府民から障害を理由に差別を受け、個人の尊厳を否定され、社会・経済・文化活動への参加を諦めさせられている現実がある。
- 障害のある人が地域で普通に暮らせる共生社会を実現するためには、障害福祉サービスを充実するとともに、府民一人一人が、障害への誤解・偏見をなくし、障害を理由とした差別をせず、障害のある人への必要な配慮を積極的に行うことが必要である。

このように障害のある人が地域で普通に暮らせる共生社会を実現することを京都府全体の共通目標とし、共生社会の実現に向けて、京都府、市町村、福祉、医療、教育、経済、労働等の様々な機関や団体、そして府民が連携・協力して、オール京都体制で知恵を出し合いながら取り組んでいくことを確保するため、条例という法的な位置づけが必要である。
- また、障害を理由とした差別については、障害者基本法によって禁止されているものの、これは理念規定であり、具体的にどのような行為が障害を理由とした差別に当たるのかが定められていない。このような中で、府民が意図しないまま、差別を行ってしまっていることも多いと考えられ、共生社会の実現に向けて、具体的にどのような行為が障害を理由とした差別に当たるのかを明らかにした上で、障害を理由とした差別を行わないことを府民共通のルールとするため、条例という法的な位置づけが必要である。
- 実際に府民間で障害を理由とした差別と思われる事案が生じた場合は、当事者双方が対立するのではなく、共生社会の実現に向けて、双方がお互いを理解し合って解決できるような事後解決の仕組みが必要である。公平・中立な立場の第三者機関が当事者双方の間に入り、双方から話をよく聞いた上で、双方の話し合いを基本として調整等を行う仕組みを設け、この仕組みの実効性を確保するため、条例という法的な位置づけが必要である。
- このような条例が制定されることにより、障害を理由とした差別を行わないよう、府民が事前に気を付けることができ、また、差別と思われる事案が生じた場合は、第三者機関が間に立って迅速・円滑な解決を図ることが可能となる。

また、条例において、障害に対する府民の理解を深める取組や、共生社会の実現に積極的に取り組む府民等を応援する仕組みなどを位置づけ、障害を理由とした差別ができるだけ起こらないよう、関係者が一体となって取り組んでいくことが重要である。
- なお、国で障害者差別禁止法案(仮称)が検討されており、法律が成立した場合は法律と条例の整合性等を検証する必要があるが、その場合であっても、京都府として、府民全体で共生社会の実現に向けて取り組んでいくための条例の必要性は変わらないと考えられる。

(2) 条例に盛り込むことが考えられる事項

- 今後、条例の名称を含め、条例の構成・内容等について検討していくこととしているが、これまでの議論等から、条例に盛り込むことが考えられる事項を中間的に整理する。
- なお、今後の検討に当たっては、現実の社会が条例をどのように受け入れるかも想定しながら検討する必要があり、理想を全て盛り込んだ結果、遵守されることが期待できない実効性に欠ける条例とするのではなく、生きた条例を考える必要があるとの意見があった。

① 条例の目指す社会

- 条例の前文において、目指す共生社会の姿を示すことにより、全ての関係者が目標を共有し、オール京都体制で取組を進められるようにする必要がある。
- 条例で目指す共生社会の姿については、例えば次のようなものが考えられるが、今後、委員以外の府民の意見も踏まえながら、引き続き検討していく。
 - ・ 障害のある人が基本的人権を享有する個人として尊重され、障害を理由として差別を受けない社会
 - ・ 障害のある人が、必要な支援を受けながら自己決定を行い、地域で普通に暮らし、社会参加ができる社会
 - ・ 障害のある人もない人も、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、支え合いながら、共に社会の一員として安心していきいきと暮らすことができる社会
- なお、これまでも京都府では様々な取組をしてきたが、依然として、障害のある人が障害を理由に差別を受け、権利の主体として尊重されないことがあるところであり、条例の前文において、これまでの取組や、障害のある人の現在の状況等を反省した上で、共生社会を目指す決意を明らかにする必要があるのではないかとこの意見があった。

② 共生社会の実現のための基本理念

- 共生社会の実現に向けて、オール京都体制で様々な取組を行っていくこととなるが、条例において、共生社会の実現に向けた取組を実施するに当たっての基本理念を示すことにより、全ての関係者が認識を共有し、それらの取組が総合的に一貫性をもって展開されるようにする必要がある。
- 共生社会の実現に向けた取組を実施するに当たっての基本理念については、例えば次のようなものが考えられるが、今後、委員以外の府民の意見も踏まえながら、引き続き検討していく。
 - ・ 障害のある人も障害のない人も、等しく基本的人権を享有する個人として、その尊厳を尊重する。
 - ・ 障害のある人は社会の一員として、社会参加し、地域生活を営む権利を有することを認識する。
 - ・ 障害を理由とした差別がなくなるよう、障害に対する誤解・偏見を解消し、話し合いを基本として、障害に対する理解を広げる。
 - ・ 京都府、市町村、福祉、医療、教育、経済、労働等の様々な機関や団体、そして府民が連携・協力して、オール京都体制で取り組む。

③ 関係者の責務・役割

- 共生社会の実現に向けて、関係者がオール京都体制で協力して取り組んでいくため、条例において、京都府、市町村、府民、企業、関係団体等のそれぞれの責務・役割を定めることが必要であり、今後、関係者の責務・役割について検討していく。

なお、共生社会の実現に向けて取り組むに当たって、民間の努力には限界があり、京都府の財政支援が必要であるとの意見があった。

④ 障害を理由とした差別の禁止

- 障害のある人が地域で普通に暮らせる共生社会を実現するためには、府民一人一人が、障害への誤解・偏見をなくし、障害を理由とした差別をせず、障害のある人が障害のない人と同じように生活するために必要な配慮を積極的に行うことが必要である。障害を理由とした差別を行わないことを府民共通のルールとするため、条例において、具体的にどのような行為が障害を理由とした差別に当たるのかを定義した上で、障害を理由とした差別を行ってはならないことを定める必要がある。

- 障害を理由とした差別の定義については、例えば、3. (2)のように、①障害を理由として他の人と異なる取扱いをする「不利益取扱い」と、②他の人と実質的な平等を確保するための必要な配慮を行わない「合理的配慮の不提供」という2つの類型に区分し、障害のある人の生活に関わる主な分野ごとに「不利益取扱い」の内容を具体的に定義することが考えられる。他方、「合理的配慮」の内容については、個々の状況に応じて多様であるため、一律に具体的な定義をすることは困難であると考えられ、例えば、条例においては、抽象的に合理的配慮の提供を求める規定を定め、具体的な内容は、個別事案ごとに当事者双方で十分に話し合い、その内容を定めることが考えられる。

今後、委員以外の府民の意見も踏まえながら、「不利益取扱い」と「合理的配慮の不提供」の内容を含め、障害を理由とした差別の定義、定義を行う分野のあり方などについて、引き続き検討していく。

- また、条例の制定後には、障害を理由とした差別の具体的な内容について、府民が認識を共有することができるよう、障害のある人及びその家族、関係事業者等の参加を得て、できるだけ分かりやすいガイドラインを作成するとともに、状況の変化等に応じて必要な見直しを行っていくことが必要である。

⑤ 障害のある人に対する虐待の防止

- 提出された事例の中には、障害のある人に対する虐待に該当すると思われる事例もあった。共生社会を実現するためには、障害のある人に対する虐待を防止し、虐待があった場合は解決に向けて対応することが不可欠である。

- 平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されているが、障害者虐待防止法の対象は養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待に限定されていることも踏まえ、今後、障害のある人に対する虐待の防止等について条例で規定するか、規定する場合はどのように規定するのか検討していく。

⑥ 共生社会の実現に向けた推進方策

- 条例が制定されたら直ちに共生社会が実現するものではなく、条例に基づき、共生社会の実現に向けて、関係者が知恵を出し合いながら一歩ずつ進んでいく必要がある。このた

め、条例において、障害に対する府民の理解を深め、社会のあり方を変えていけるような取組や仕組みなど、共生社会の実現に向けた推進方策を定める必要がある。

- 共生社会の実現に向けた推進方策については、例えば、次のアからエのようなものが考えられるが、今後、委員以外の府民の意見も踏まえながら、引き続き検討していく。
- なお、共生社会の実現に向けた取組の中には条例制定を待たずに実施可能なものもあり、京都府においては、市町村、企業、関係団体等と連携しながら、順次実施していくことが求められる。また、条例の制定後には、条例の内容を府民に幅広く周知することが重要であり、知的障害のある人にも分かりやすい条例のパンフレットを作成する必要がある。

ア オール京都の推進体制の構築

- 共生社会の実現に向けて府民全体で一致して取り組んでいくためには、府民合意を形成し、府民運動のエンジンとなるとともに、条例の推進状況の把握、進行管理等を行うための体制を構築する必要がある。このため、条例において、障害のある人やその家族をはじめ、京都府、市町村、福祉、医療、教育、経済、労働等の関係者が集まった「オール京都の推進体制」を構築することを定める必要がある。
- また、障害を理由とした差別をなくしていくため、差別の背景にある社会の制度、慣習、慣行等を変えていくための仕組みも必要である。具体的な課題に関して、障害のある人やその家族をはじめとする関係者が集まり、知恵を出し合って実践的な解決方策を検討するため、条例において、「オール京都の推進体制」の下に、具体的な課題ごとに関係者が集まるプロジェクトチームを設置することを定める必要がある。

イ 障害を理由とした差別の事後解決

- 障害を理由とした差別を禁止する規定を設けるだけでは、実際に障害を理由とした差別が生じた場合に、当事者双方がお互いを理解し合って解決することは困難である。条例において、共生社会の実現に向けて、公平・中立な立場の第三者機関が当事者双方の間に入って事後解決を図る仕組みを構築する必要がある。

(ア) 相談・調整

- 障害のある人もない人も、誰もが尊重し合い、思いやりをもって支え合う社会を実現するためには、当事者双方が対立するのではなく、お互いに理解し合う努力をしていくことが重要である。このため、条例において、障害を理由とした差別と思われる事案が生じた場合は、公平・中立な立場の第三者機関が当事者双方の間に入り、双方から話をよく聞いた上で、知恵を出し合って、双方の話し合いを基本に調整を行う仕組みを構築することが必要である。
- その際、障害のある人が身近に相談・調整を申し出ることができるよう、地域レベルでの相談・調整窓口を設けるとともに、専門的な見地から相談・調整を行うことができるよう、広域的な相談・調整窓口を設けることが必要である。
また、相談・調整に従事する者については、障害に対する深い理解をもち、双方から丁寧に話を聞き、公平・中立な立場で相談・調整を行う必要があり、しっかりとした研修を行う必要がある。

(イ) 調査・助言・あっせん

- 障害を理由とした差別と思われる事案が相談・調整では解決しない場合は、より専門的な第三者機関において事案の解決を図ることができるよう、条例において、府レベルの合議体の専門委員会を設置し、関係者に対する必要な調査を行って、公平・中立の立場で事案の解決に必要な助言・あっせんを行う仕組みを設けることが必要である。

「助言」とは、当事者双方の状況を十分に把握した上で、当事者の一方又は双方に対して、公平・中立な立場から行う助言のことをいう。また、「あっせん」とは、当事者双方が出席し、解決に結びつく合意点を探りながら、話し合いによる解決を支援するものである。必要な場合はあっせん案を提示し、双方の合意があれば解決となる。

- 専門委員会は対象事案について専門的見地に立って公平・中立の判断を行う必要があり、障害のある人やその家族のほか、福祉、医療、教育、経済、労働、学識者、市町村等、様々な立場の者が構成員となる必要がある。

(ウ) 勧告・公表

- 助言・あっせんを行っても、障害を理由とした差別を行ったと認められる者が正当な理由なく助言・あっせんを受け入れない場合もあると考えられる。悪質なケースについて、事後解決の仕組みの実効性を確保するため、条例において、障害を理由とした差別を行ったと認められる者に対して、差別を解消するために必要な措置を講じるよう勧告することができる仕組みを設ける必要がある。また、勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わない場合は、事案の内容を公表することができる仕組みも必要である。

ただし、条例については、共生社会の実現に向けて、当事者双方がお互いを理解し合って解決を図ることが基本であり、公表は限定的に運用する必要がある。

ウ 障害を理由とした差別の未然防止

- 共生社会の実現に向けて、障害を理由とした差別をなくしていくためには、差別が生じた場合の事後的な解決だけではなく、障害に対する府民の理解を促進し、差別が生じないようにするための取組も不可欠であり、条例において、障害を理由とした差別の未然防止の取組について定める必要がある。

(ア) 障害に対する理解の促進

- 障害のない人が障害の特性や必要な配慮等を一遍に全て理解することは難しく、障害に対する府民の理解を促進するための取組について、府レベル、地域レベル、行政ルート、学校ルート、企業ルート、NPOルートなど、重層的に実施することが重要である。このため、条例において、京都府、市町村、企業、関係団体等が協力して、障害に対する府民の理解促進に取り組んでいくことを定める必要がある。

- 障害に対する府民の理解を促進するための取組については、府民一般への広報とともに、実際に障害のある人と関わりをもちながら、障害への理解を深めていく取組が重要である。例えば、次のようなものが考えられ、今後、京都府において、障害のある人やその家族、関係団体等と協力して、実現に向けて検討することが求められる。

- ・ 子どもの時期から障害のある人と接して、障害のある人が一緒にいるのが当たり前という意識をもつことは重要であり、学校教育の中で、障害のある人や障害福祉施設等と連携して、障害に対する理解を深めるための取組を実施

- ・ 障害のある人が生活の中で関わる機会の多い行政や企業等の職員が、障害に対する理解を深め、障害を理由とした差別の内容を理解し、障害のある人との接し方を身に付けられるよう、障害のある人が講師となった研修を業種別に開催
- ・ 職場における障害の理解促進を図るため、従業員や事業主を対象として、障害のある人の体験談等を内容とする研修を開催
- ・ 障害を理由とした差別事例や、差別の解消が図られた事例を具体的に紹介する事例集を作成・周知
- ・ 情報保障に関する合理的配慮の内容を府民が共有できるよう、情報保障に関するガイドラインを作成・周知
- ・ 障害のある人とない人が一緒に参加し、障害に対する理解を深めることができる交流イベント
- ・ 障害のある人の社会参加を支援するサポーターを養成

(イ) 共生社会の実現に積極的に取り組む者の応援

- 共生社会の実現に向けて、府民、企業、関係団体等の自主的な取組が広がるよう、条例において、共生社会の実現に積極的に取り組む者を応援する仕組みを設けることが必要である。
- 共生社会の実現に積極的に取り組む者を応援する仕組みについては、例えば、次のようなものが考えられ、今後、京都府において、障害のある人やその家族、関係団体等と協力して、実現に向けて検討することが求められる。
 - ・ 障害のある人への配慮に積極的に取り組む企業や、障害の理解促進に積極的に取り組む関係団体等を表彰して、社会に広く周知
 - ・ 障害のある人にどのお店がどのような配慮を行っているかを紹介する地域マップを作成し、障害のある人の利用に役立てるとともに、障害のある人への配慮に積極的に取り組むお店の社会的評価を高め、売上げの向上を図る取組
 - ・ 社会・経済・文化活動に積極的に参加する障害のある人を表彰

エ 共生社会の実現に向けた主な施策の基本的な方向性

- 共生社会の実現に向けて、障害のある人の生活に関する様々な施策を推進していく必要があるが、条例において、共生社会の実現に向けた主な施策の基本的な方向性を示すことにより、関係施策の体系化を図り、全ての関係者が認識を共有するとともに、施策が総合的に一貫性をもって展開されるようにする必要がある。
共生社会の実現に向けた主な施策の基本的な方向性については、3(2)の各分野に記載した意見等を踏まえながら、今後検討していく。

⑦ 罰則

- (第7回検討会議の議論を踏まえて記述)

⑧ 条例の見直し

- 条例の内容については、条例の施行状況、障害のある人のおかれた状況の変化、府民の意識の変化等に対応して必要な見直しを行っていく必要がある。このため、条例の施行状況に関するデータや事例等を把握し、共生社会の実現に向けた進行状況等を検証し、必要な場合には条例の見直しを行うこととする規定を条例に定めることが必要である。

5. おわりに

- 障害のある人が地域で普通に暮らせる共生社会を実現するためには、障害福祉サービスを充実するとともに、府民一人一人が障害に対する理解を深め、障害を理由とした差別をせず、障害のある人への必要な配慮を積極的に行っていくよう、社会のあり方を変えていかなければならない。

- しかし、府民の意識は一朝一夕に変わるものではなく、条例が制定されたからといって、直ちに障害を理由とした差別がなくなるわけではない。府民の意識は少しずつしか変わっていかず、一人一人の府民が変わらないと、社会のあり方は変わらない。

このような中で、困難なので諦めるのではなく、困難であるからこそ、オール京都体制で共生社会の実現に向けて取り組んでいくための条例を制定し、将来を見据えた取組を進めていかなければならない。始めから相手方の考えを全て否定し、対立関係に立っては、お互いの人格と個性を尊重し、共生する社会は実現できない。取組の効果はなかなか現れないかもしれないが、府民を信じて、諦めず、粘り強く、話し合いにより差別が解消される事案を一つずつ積み重ねていくことが必要である。

- 今は障害のない人も、誰もが病気になり、怪我をする可能性があり、年をとり身体機能が衰えることを考えると、障害のある人が地域で普通に暮らせる共生社会の実現を目指すことは、全ての府民にとって暮らしやすい社会を目指していると言える。

このような観点からも、障害の有無、障害の種別を超えて、より多くの府民が、条例の制定に向けて参画し、条例制定後には、オール京都体制で話し合い、学び合いながら、共生社会の実現に向けて取り組んでいくことを期待する。

- また、京都府においては、条例の制定に向けて関係部局が十分に協力・連携するとともに、共生社会の実現に向けて、条例の制定を待たずに実施が可能なものについては、順次取組を進めていくことを期待する。

「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例(仮称)」検討会議
委員名簿

氏名	所属団体・職名	備考
青山 聡尚	京都府自閉症協会 父親ネットワーク役員	
栗津 浩一	きょうされん京都支部 支部長	
岩井 光男	(社)京都手をつなぐ育成会 会長	
岩城 克己	京都府教育庁指導部特別支援教育課長	
上原 春男	京都府医師会 監事	
内川 大輔	(社)京都府聴覚障害者協会 常任理事・手話通訳対策部長	
江畑 康夫	京都地方法務局人権擁護課長	
大澤 かおり	京都府立高等学校PTA連合会監事・特別支援教育部会長	
大槻 康博	京都府商工会連合会 専務理事	
岡本 哲也	日本労働組合総連合会京都府連合会 副事務局長	
木村 重之	京都重症心身障害児(者)を守る会 会長	平成25年1月～
櫛田 匠	京都府社会福祉施設協議会 会長	
小森 猛	NPO法人京都頸髄損傷者連絡会 相談役	
初宿 正典	京都産業大学大学院法務研究科 教授	座長
鈴鹿 且久	京都商工会議所 人材開発特別委員会委員長	
関 恭男	公募委員	
瀧本 章	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室長	
田尻 彰	(社)京都府視覚障害者協会 副会長	
谷口 明広	愛知淑徳大学 教授	座長代理
民谷 渉	京都弁護士会 弁護士	
辻村 実	京都府市長会(京丹後市健康長寿福祉部障害者福祉課長)	
野地 芳雄	(社)京都精神保健福祉推進家族会連合会 会長	
萩原 幸子	京都難病団体連絡協議会 副代表理事	
花木 秀章	京都府町村会(井手町高齢福祉課長)	
藤井 清治良	(社)京都府肢体障害者協会 会長	
細田 一憲	公募委員	
宮部 弘正	京都障害児者親の会協議会 理事	
向井仲 和美	京都経営者協会 特別顧問	
村田 恵子	女性当事者委員	
森田 弘和	京都重症心身障害児(者)を守る会 相談役	～平成24年12月
矢野 隆弘	京都知的障害者福祉施設協議会 会長	
矢吹 文敏	日本自立生活センター 所長	
山条 益由	京都府障害厚生施設協議会 会長	
山本 幸博	京都精神保健福祉施設協議会 副会長	

*あいうえお順

「障害を理由とした差別と思われる事例」の募集結果

1. 募集の概要

(1) 募集内容

障害を理由として嫌な思いをしたこと(してほしくないこと)など、障害を理由とした差別と思われる事例及びその改善方策

(2) 募集対象者

京都府内に住所のある方又は所在する団体

(3) 募集期間

平成 23 年3月～7月

2. 募集結果

(1) 応募者数 378 人

障害種別内訳(重複あり)

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| ・ 視覚障害 41人 | ・ 聴覚・平衡機能障害 125 人 |
| ・ 音声・言語・そしゃく機能障害 10 人 | ・ 肢体不自由 65 人 |
| ・ 内部機能障害 2人 | ・ 知的障害 67 人 |
| ・ 精神障害 53 人 | ・ 発達障害・自閉症・高次脳機能障害 27 人 |
| ・ 難病 3人 | ・ 脳性麻痺 1人 |
| ・ 記載なし 131 人 | |

(2) 事例件数 479 件 (複数の事例を応募した者あり)

分野別内訳

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ・ 福祉 62 件 | ・ 医療 27 件 |
| ・ 商品販売・サービス提供 64 件 | ・ 労働 42 件 |
| ・ 教育 33 件 | ・ 建物・公共交通 89 件 |
| ・ 住宅 23 件 | ・ 情報・コミュニケーション 31 件 |
| ・ その他 108 件 | |

3. 主な事例の概要

(1) 福祉

- ・ 学童保育に受け入れてもらえないか頼みに行くと、所長から「そういう子(自閉症)だからこそ、母親がみなきゃいけないんじゃないの」と厳しい口調で言われた。(自閉症)
- ・ 市役所から「人に大変な子を見させておいて仕事をしなければならないほど、生活に困ってはいないんでしょう」と言われた。(発達・高次脳)
- ・ 介護支援専門員が、ろうあ利用者と簡単な筆談をして、内容を理解したか確認しないまま計画を進めたり、家族と物事を決めてしまうケースがある。(聴覚・平衡機能)
- ・ 面白そうな行事があると情報をもらったので、通訳介助を申し込んだが、通訳介助が見つからないと断られた。通訳・介助員の養成・研修に力を入れてほしい。(視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく)
- ・ 車いす使用者が障害者相談支援従事者研修を受講しようとした際、研修会場が階段しか

ない建物であったため、数人で担いでもらって会場に入らなければならなかった。(肢体)

(2) 医療

- ・大きな声をだす知的障害者が町の医療にかかったときに、「他の人に迷惑なので出ていって」と言われた。(知的)
- ・聴覚障害者が一人(手話通訳同行なし)で受診したところ、「筆談のための時間がとれない」との理由で、手話通訳派遣の依頼もないままに受診を断られた。(聴覚・平衡機能)

(3) 商品販売・サービス提供

- ・スポーツジムに入会手続きに行ったら、障害を理由に入会を断られた。「スイミング中など緊急時に知らせる手段がない」と言われた。(聴覚・平衡機能)
- ・喫茶店に障害者を連れて行った際、「障害者是对応できない」とのことで断られた。(知的、多動、肢体、音声・言語・そしゃく)
- ・盲導犬使用者が観光施設に入ろうとした時、「犬を入れては困る」と言われた。(視覚)
- ・母親とドライブの途中で立ち寄ったスーパー銭湯で、フロントに「オストメイトですが、入浴します」と告げたところ、「困ります」とのことで入浴を断られた。(内部機能)
- ・カード会社へ解約の申請について、電話による手話通訳を介しての会話では、本人確認ができないと言われ、FAXでの対応も断られた。(聴覚・平衡機能)
- ・銀行の窓口で預金から他銀行に振り込む際に、自筆のサインを求められたので、行員に代筆をお願いしたところ、「自筆が原則」として拒絶された。最終的に、上司の立会いで手続きを終えた。(視覚)

(4) 労働

- ・病気(精神疾患)の状態が悪くて仕事が思いどおり進められず、それを病気が原因と言っても受けとめてもらえず、辞めざるを得なくなった。(精神)
- ・難病患者であることを告知しては、なかなか採用まで到らない。隠して就職した場合、通院や体調不良を言い出しにくく、入院など長期に休むことになるので解雇される。(難病)
- ・企業の朝礼、会議、研修、面談など、手話通訳をつけてくれる企業もあるが、手話通訳もなく、仕事のコミュニケーションも十分に伝わらないまま仕事をする聴覚障害者はまだまだいる。(聴覚・平衡機能)
- ・てんかん発作で意識がないときに、特に女性が職場でセクハラを受ける。(発達・高次脳)

(5) 教育

- ・小・中・高校の入学の際、「何かあったときに困るから」といって、入学拒否された。高校では「たとえ試験で合格点あっても不合格にする」と言われた。(肢体)
- ・知的障害のある弟が公立校の普通学校に入りたいと言ったら、親のつきそいが求められた。(知的)
- ・食べられる食材が限られるので、弁当持参の許可を受けていたが、校長の異動により、お弁当はだめになった。(発達・高次脳)
- ・聴覚障害児が30人クラスで授業を受けているが、手話や筆談など十分なコミュニケーション保障がなく、わからないまま学校生活を送っている。先生も聴覚障害児の理解が乏しく、日々の業務に追われながら、なかなか個別対応ができない現状がある。(聴覚・平衡機能)

(6) 建物・公共交通

- ・居酒屋などで、車イスでも入れるバリアフリーの店は圧倒的に少ない。(肢体)
- ・タクシー乗り場や道でタクシーに乗ろうとしたところ、車椅子とわかれば乗車拒否される。(肢体)
- ・知的障害者がバスに乗車中、大声を出した際、運転手が「もう2度と乗るな」「次からは親と来い」などと怒鳴りつけた。(知的)
- ・駅員が車いすの人がうなずくなどして答えていても、介助者に話しかける。(肢体)
- ・聴覚障害者は電車の車内放送が聞こえず、降りたい駅がわからない。たまにドアの上に細長い液晶掲示板が付いているが、もっと各ドアの上につけてほしい。(聴覚・平衡機能)

(7) 住宅

- ・引越先を探す支援をしていて、「精神障害」という言葉が出た瞬間に、不動産業者から断られた。(精神)
- ・知的障害者がケアホームを出て1人暮らしをしようとして、マンションを探したが、多くの大家に知的障害を理由に入居を断られた。(知的)

(8) 情報・コミュニケーション

- ・購入物品のトラブル・修理の問合せ、行政からの案内等の問合せや申込みの連絡手法がほとんど電話になっており、FAXやメールが使えない。(聴覚・平衡機能)
- ・市からの手紙の意味が分かりにくいので、漢字にふりがなをふってほしい。(知的)
- ・市の主催行事で要約筆記の必要なものは事前に申込みが必要なものが多い。当日や近々になって行きたいと思っても、情報保障がなく、行くことができない。(聴覚・平衡機能)
- ・会議でみんなが名乗らず意見を言っていたら、視覚障害者から「誰が何を言っているのか分からない」と言われた。(視覚)
- ・青焼き図面では線の種類等で区別していたが、最近、図面のパソコンでの電子納品が義務づけられた。色で区別することになり、色弱者を排除するのか。(色覚)

(9) その他

- ・地域の役員決めするとき、重要な役はろうあ者ということで外される。(聴覚・平衡機能)
- ・車イスの友達が祭りに行くと、イヤな目で見られた。「こんな込んでいるのになぜ車イスでくるの」と。(知的、てんかん)
- ・選挙に行った際、ハガキを提出したにもかかわらず、「何しに来たん？」と言われ、「投票に来ている」と母が返答すると、「字書けるの？」と言われた。(知的、発達障害)

検討会議における主な意見

【福祉分野】

○ 合理的配慮に関する意見

- ・ 「合理的配慮」という言葉がとても曖昧で怖いと思う。便利な言葉だと思うが、何をもって合理的配慮かということが大事。
- ・ 精神障害の方がサービスを受けるときに、専門職のマネジメントに従っていかざるを得ないということが往々にしてある。それを何らかの理由を付けて「合理的配慮」とされてしまった場合、とても怖いと感じた。
- ・ 条例の中に合理的配慮という形だけでとどめるのではなく、相手の話をきっちり聞いていくということを明確にしていかないと、条例ができては抜け道を作っていくことになる。

○ 共生社会の実現に向けた推進方策に関する意見

(障害に対する理解促進に関する意見)

- ・ 障害に対する理解も非常に進んでいるようだが、まだまだ福祉従事者、市役所、民生委員の方の中でも不当な発言をされる。
- ・ 私どもの入所施設の方で、40年前からずっと地域で暮らしたいと思っておられて、今60才になってこれが最後のチャンスと、家族にその思いを言われている方がいる。
- ・ 家族は40年前と一緒に猛反対されており、40年間、家族の思いがずっと変わっていないところに、福祉に関する思いがまだまだ人々の中に根付いていないのかなというところを訴えて欲しいとのこと。
- ・ 何かあったときにはどうするのと言われたとき、私は何かあったときには対応はさせていただくというような、中途半端な回答しかできていない。それをドンと言えるような福祉の思いというのが条例の中に入れてほしい。

(社会資源の整備に関する意見)

- ・ 聴覚障害者の性質にあわせた社会資源が少ない。例えば、聴覚障害者にあわせた老人ホームは、「いこいの村」というのが綾部にあるが、京都市や南部にはない。
- ・ 聴覚障害者の情報提供施設は、京都市内にはあるが市立であり、府立の施設はない。
- ・ 重度の知的障害と重度の肢体不自由とが重複した状態が重症心身障害で、全面的な介助が必要で言語によるコミュニケーションも不可能、意志を確認することもできない。人工呼吸器等による呼吸管理や経管栄養、腸ろう、胃ろうによる栄養、頻回にたんの吸引等、常に医療の管理下になければ生命を維持できない。
- ・ このように常に医療の管理下にある重症心身障害児者までも「地域移行をすべき。重症児施設を廃止すべし」という議論に異を唱えている。厚生労働省は「施設入所は人権侵害にあたらぬ」と述べている。重症心身障害児者とその置かれた実態を理解いただいた上で、議論を進めていただきたい。
- ・ 事例の「その他」で、「グループホームを予定した団地で強い反対があり、別の物件を探さざるを得ない事態が起きた」、「地域でグループホームの建設計画があったが、地元の自治会の反対があり計画を断念した」。この事例の扱いをどう考えるべきか。また、グループホームを建設するときに「地元同意」という欄がある。これはいらぬのではないか。
- ・ グループホームについて「迷惑施設」という言葉もあり、「地元同意」というのはそれを認め、強化する

ものである。そういうシステムは「差別」と認定し、排除するという強い意志を持たなければならない。

- ・ グループホームだけではなく、あらゆる福祉施設を含めて、地元同意、周辺同意というのは、差別だと思う。

(制度やサービスの改善に関する意見)

- ・ 精神障害者が地域社会で生きていくための問題は、施設、グループホームがないとか、アパートが見つけれないとか、ピアカウンセリングの体制がなくて誰に相談すればいいかわからないという状況がある。府市と協力してピアカウンセラーの育成も考えてほしい。
- ・ 介護保険の介護区分や障害程度区分認定について、聴覚障害者の性質を理解した調査員が少ない。見た目で「聴覚障害者は元気だから大丈夫」と区分が軽くなる例が実際にはある。きちんと調査、確認することができる環境を条例の中に整えてほしい。

(個別事案の解決を図る仕組みに関する意見)

- ・ 障害者権利条約には、障害のある人は地域で自立して生活する権利があると書かれているが、実際には、知的障害を持つ者は地域で暮らしたいという意志を言うことは難しい場合が多い。
- ・ 本人が地域での生活を望むのに、家族や行政が施設入所と考える場合は、障害者の地域生活に理解のある人が、家族や行政の考えがやむを得ないかどうか、今ある資源を利用して地域で生活することができないかどうかを調査する仕組みを条例の中で作ってほしい。
- ・ 親や家族が孤立している場合が多く、団体などに属していない方は非常に困っているの、気易く相談できるところがあればもっと解決が早くなる。そのようなシステム作りも条例の中に入れていただきたい。
- ・ 合理的な理由、正当な理由がある場合、というのは事例を集め、時代に合わせて合理的であるのか、正当であるのかという検証を続けていくシステム作りが必要だと思う。
- ・ 最近では自立支援協議会の中で権利擁護部会を立ち上げ、知的障害や精神障害の人達が意見を言う場をつくった。
- ・ 精華町の障害者基本計画の中で、進捗状況、ここで問題になっている不利益の例が入っており、それを一個一個チェックしていくということを1年間やり、冊子を作った。こういった仕組みを作っていくことは大事だろうと思う。
- ・ 知的障害は意思表示できないので、代弁者としてきちっと思いを世間に伝えていくことが大事だろうと思う。

○ 条例検討の進め方等に関する意見

- ・ 「その他」にたくさん事例があるが、不利益取扱等は「その他」の中にまだあるのではないかな。見落とさないように。
- ・ 女性障害というものが、障害で起きるものと、女性という性特有で起きるもの、その二つが混ざった複合化した障害が、「女性障害」としていろんな困難を導いている。
- ・ このことを皆さんに理解いただいた上で、この条例作りに女性障害という立場での条文を明記いただき、女性障害という形での議論をお願いしたい。

○ 条例に盛り込むべき内容に関する意見

- ・ 憲法13条には幸福追求権が、14条には平等権と差別の禁止が、25条では健康で文化的な生活を営む権利を有すると謳われている。条例の前文にもこの憲法の精神が盛り込まなければならない。

【医療分野】

○ 合理的配慮に関する意見

- ・ 統合失調症の患者が、一般医療で精神科のない総合病院に入院を断られた。また、一般医療に精神科以外の病気で治療をお願いしたところ断られた。この二つの事例は合理的配慮に反する差別があるかどうか、考えてもらいたい。

○ 共生社会の実現に向けた推進方策に関する意見

(障害に対する理解促進に関する意見)

- ・ 今でも医師が「あんたの子供は何才までしか生きられないよ」「あんたの子供なんかいくら治療したって治らないよ」と匙を投げたような言い方を平気でされる。
- ・ 60何年間、正確な体重を計られたことがない。車椅子で計る体重計はあるが、大きな施設でかなり面倒くさい手続を経ないと計れない。その他でも、医療機器が非常に障害者の体に不親切なものがたくさんある。
- ・ 脳性麻痺の方に「はい、両手を上に挙げて手を組んで」と平気で言う。
- ・ 患者のことを全く配慮していない言葉が、日常的に平気で浴びせられる。条例でそういう認識も啓蒙していく必要がある。
- ・ 健常者ならレントゲン写真を撮れば、見せてもらいながら説明があるはず。視覚障害者は説明してもわからないという発想なのか、説明さえない場合がある。
- ・ 視覚障害者の妊娠された女性に「子育てはどうするの」ということを、「できない」と言わんばかりに看護師から言われ、本当に気落ちされた方もたくさんいる。
- ・ 今後の未然の防止対策の中に教育的課題については触れられていないが、精神の病気の理解、保健福祉の必要性といったものを教育の中に入れていく必要があると思う。

(社会資源の整備に関する意見)

- ・ 中途失明をした人達のためには、相談、交流、情報提供あるいは研修、そういった拠点を作っていく中で、どこに住んでいても情報提供が受けられる仕組みづくりが必要。
- ・ 精神障害の症状の一つに自殺念慮というのがあり、突然、何の理由もなく自殺したくなる。そういう症状が出たときには、やはり病院に電話をかけて、診断やカウンセリングを受けたいという希望がある。
- ・ しかし、そういう体制が今の精神科医療にはなく、夜に電話をかけても対応してもらえない。
- ・ 精神科医療だけ夜間緊急医療体制がないのは不備だと思うので、不利益取扱いとして条例の中で克服するような文言をと思う。

(制度やサービスの改善に関する意見)

- ・ 障害者というのは治療を受けて、障害を受容し、社会参加の方へ向かっていく。そのときリハビリや相談支援がなされる必要があるので、予防からリハビリを含めた形での議論が大事だと思う。
- ・ 視覚障害の世界でも、眼科からその後のリハビリテーションに情報が伝わっていかない。眼科医療からリハビリへの橋渡しということが、今後大事である。
- ・ 身体障害者手帳の交付時に、手帳の効果やどのようなことに利用できるのか、情報提供がされていない。文字情報から切り離され点字もわからない状況で、手帳は生きていくための社会参加の大きな力になると思うので、交付時の情報提供が必要。
- ・ 人工内耳の問題で、子どもの場合「人工内耳をつければ健聴者に近づく、しゃべれるようになる」と医者から説明を受け、両親はわらにもすがる思いで人工内耳をつけるという問題がある。

- ・ 人工内耳の場合は激しいスポーツや人工内耳をつけることで制限が起きる。大きくなったときにいろいろな制限、壁があるということは、本人の権利が奪われてしまうことと同じだと思う。
- ・ そういう問題もあるということを入れて議論していただきたい。今後、人工内耳を含めていくつか選択肢があるので、人工内耳、手話、補聴器、いろいろな選択肢をきちっと両親に情報提供できる、そうしたシステムを作っていただきたい。
- ・ 保護者義務は、精神の家族だけに法律上科せられており、現在検討されているのは承知しているが、現行制度は差別的な内容があるという問題意識を持っている。
- ・ 家族支援ということを医療の面からも福祉の面からも考える必要があるのではないかと。

○ 医療現場からの現状等に関する意見

- ・ 日本の医者はインフォームドコンセントを卒業してから習っており、非常に下手である。どのように説明するかということを医師が勉強し直さないといけない。
- ・ 日本の医療は「3時間待ちの3分間診療」と非難されるくらい患者さんが多く、下手をすると昼食が3時、4時となるような、そういう状況に医師が追い込まれている。
- ・ 医療にかかる方は、考えようによっては全て障害の方かと思う。待合室にいる方は全員そうなるから、その辺の理解がないことはとても悲しいことと思う。
- ・ 一般的に医師、看護師、受付にいたるまで障害に対する理解が浅い。その辺は教育上で直していくしかないと思う。
- ・ 救急医療はずいぶん進んできたが、精神科救急だけが進まない。医師会でもいろいろな病院にお願いするが、医師の数が少ないこともありなかなかうまくいかない状況。
- ・ 今、医療は非常に専門分化しており、一般の内科の先生は、いわゆるゲートキーパーという形で、いろいろな患者がたくさん来るのを早めに専門科に紹介することが重要な仕事になっている。「この子は診れないよ」と言ったのが自閉症に対して診れないのか、一般的な病気に対して診れないと言ったのか分からないが、大変な医療訴訟の時代の中で、専門科に回すべきだと考えるのが今の医療の現状。

○ 条例検討の進め方等に関する意見

- ・ 事案の中には、障害のある個人の方が差別を受けたという事案と、例えばグループホームを地元が反対したというような障害者全体として差別があったという、大きく分けて二つがあるのかと思う。
- ・ 全体のことは、誤解などがあってのことで、規範が難しいということで条例から外し、個人対応型の条例のイメージを考えているのかと思うが、個人単位の救済だけでなく、差別に対する正しい認識、知識というのをどうやって府民、市民に定着させていくのか、といった部分が必要と思う。
- ・ 今回の条例を個人対応型にするか、もう少し広げて正しい知識の普及まで対応していくのか、そういった整理も必要。
- ・ 会議時間について、広範に意見をいただくのには、もう少し会議時間が必要ではないか。時間配分の見直しや延長などできないか。
- ・ 名称について「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる」というのに違和感があるので、議論ができる場所を設けていただきたい。
- ・ すぐにも改善できる内容もあるので、それについては皆様のご協力も得ながら行政の皆様のご理解も得ながらお願いしたい。

【商品販売・サービス提供分野】

○ 不利益取扱いに関する意見

- ・「他の客がいるので、車いすの方は満員のときには来ないでください」と言われる例があるが、自分たちは客ではないのだなと思ってしまう。
- ・ 散髪屋から「障害者は土日を避けてくれないか」という話があることもある。
- ・ どちら辺からという判断は非常に難しいと思うが、危険防止の観点から、付き添いとかヘルパーが必要なケースもでてくるのではないかな。
- ・ 「遊園地の遊具で体調を崩した場合」という例は、ここから類推される範囲がどんどん広がるように思うので、例としては、もう少し極端な例の方がよいのではないかな。

○ 合理的配慮に関する意見

- ・ 障害を理由に店に入ることを拒否されるのではないが、一人前の客扱いをされず、子ども扱いされ、「買うときには家族と一緒に来てください」と言われることがある。
- ・ 手話通訳者にクレジットカード会社への電話通訳をしてもらおうが、本人でないからといって、手続きをしてくれない。手話通訳が社会には広まっておらず、サービスもきちっと受けられない。
- ・ 問い合わせ先として電話番号しか載っておらず、ファックス番号が載っていないと、聴覚障害者が利用できない。合理的配慮がまだまだ欠けているところが多く、啓発をしっかりやってほしい。
- ・ 知的障害の娘がお店をうろうろ歩くと、不審者と思われて、店員がついて回る。それを娘は嫌がるが、どうするのがよいのか、未だによく分からない。お店の人に理解してもらおうよう、知的障害の特質を説明してきたが、個人個人で説明しても有効でないところもあり、いろいろ悩む。
- ・ 30年前のアメリカで、洋服売り場に車いす用の試着室があつて驚いたし、店員の付き方がさりげなくて、非常によい思いをした。日本もだんだん変わっていくことはできると思うので、この条例がそのきっかけを作るようにできればよい。
- ・ 商品販売・サービス提供の現場は、二極化している。きめ細かなサービスを提供することで売るお店と、サービスを省き徹底してコストダウンして売るお店がある。このような中で、この問題は簡単には片付かない問題だろうと思う。
- ・ マニュアルから外れると対応できない店員が多くなっており、事業者側としても頭が痛いところ。
- ・ 視覚障害者の代筆は、本人の代理であることが証明されれば問題ないと思うが、犯罪防止の点から、金融機関や保険会社は一般的にものすごく慎重になっている。本人の代理であることの簡潔で確実な裏付けを社会的なルールとして決めれば、問題なくなるのではないかな。
- ・ 本人がいないところで勝手に代筆するのであれば、犯罪のおそれが出てくるが、視覚障害者がいる前で本人が代筆してほしいという場合は、問題ないのではないかな。代筆が公に認められるようになってほしいというのが、視覚障害者の思い。
- ・ 車いす利用者の目線と立っている大人の目線はかなり違うので、お店の棚をどこに合わせるのか、弾力的に並べる工夫があるのかどうか難しい問題。
- ・ 合理的配慮に関する「過度の負担」について、事業規模、経営状況、人員体制、負担費用等の個々の事案ごとに判断するというので、それを書くべきだと思うが、他方、事業者側の意図的な逃げ道を許す心配もあり、どのように書くか判断に迷うところ。

- ・ 初めから事業者側が不利益を被ると認識するのではなく、どうしたら障害者によいものが提供できるかをまず先に考えながら、しっかり議論していくことによって、この条例がよいものになっていくのではないか。
- ・ タッチパネル操作盤の高さが、車いす利用者は届かないし、棒で触っても反応しない。商品開発における障害者に対する認識も重要。
- ・ 操作盤の高さは、障害者だけでなく、背の低い者もあり、身体条件によって使いづらいとか使いやすいということのないよう、ちゃんと配慮されなければならない。
- ・ インクルージョンモデルが世界的な考え方になっている中で、商品販売でもサービス提供でも、障害者だけでなく、ユニバーサルデザインの考え方を入れることが必要ではないか。

○ 共生社会の実現に向けた推進方策に関する意見

(障害に対する理解促進に関する意見)

- ・ 差別事例のほとんどが無知・無理解・誤解から生じていると考えられ、お店の社員教育・店員教育を制度付けていく必要。
- ・ 店員研修はしているが、勘違いも含めて、よいサービスをしているつもりが、結果として、障害者にとって逆効果となっていることがある。サービスを受ける側がどう思うかは、言われると分かるが、なかなか障害者が求めている方向に持っていけていないのが現状。不愉快を与えようとしてやっているのではないことは分かってほしい。アルバイトについては、そこまで深い研修ができていないところもある。
- ・ 障害者と接する機会が少ないから、どうしてよいか分からない、一生懸命やっても違った結果となるということがあるのではないか。
- ・ 障害福祉のサービスがよくなっており、障害者がガイドヘルパー等を利用して社会にどんどん出て行っている。そのような中で、オーナーやトップの人が、障害者の理解をしないと、店員やアルバイトには伝わらない。トップの大きな責任だと思う。
- ・ 誰もが普通に自立して生活できる社会づくりのため、教師もしっかり理解しながら、教育をしっかりすることが重要。
- ・ 障害にどのように対応すればよいか分からないので、お店でずっとそばに付いてしまったり、必要以上に避けてしまう、見つからないように目を背けるということになるのではないか。条例の中で、企業等に障害者が出前で研修に行くような仕組みを作って、実際に障害者の声を聞いてもらい、研修を受けた企業を評価してはどうか。障害者がお店を回って、「このサービスはよかった」という発信をしたり、「こういうサービスを受けたい」などの発信をしたり、サービスを提供する事業者側と使う側がコミュニケーションできて、互いに学べる仕組みを作ってはどうか。
- ・ 条例を話し合うプロセスや、個別事例の解決に向けて話し合うプロセスが重要であり、障害者が感じているが、障害のない人が見えていない問題を発信することが重要。障害のない人が一気にすべて分かるのは無理なので、一つずつ学びながら、理解していくということを条例に盛り込んでいくのがよいのではないか。

(合理的配慮の提供を後押しする仕組みに関する意見)

- ・ 障害者も消費者になり得ることが分かったら事業者の対応も変わるように思うので、障害者にとってよいお店の評価基準を作り、データを集めて公表する取組を行ってはどうか。

(長期的な視点から問題の解決を図る仕組みに関する意見)

- ・ 千葉県の条例では、すぐに解決できない問題について、長期的に解決していくという委員会のような仕組みがあったと思う。京都府の条例でも、直ちに解決できない問題に対して対応できるような仕組みを加えてほしい。

(個別事案の解決を図る仕組みに関する意見)

- ・ 商品販売・サービス提供の現場で起きた事案について、どこか専門機関に持ち込んで、事後解決のための判断をするというのは、よほどの覚悟をもって、オーソライズされたものをきちっと作っていないと、安易なところでは難しいと思う。

【労働分野】

○ 不利益取扱いに関する意見

- ・ 障害者の就労に関して、福祉なのか労働なのか分からない部分もある。その中で、労働に関する差別の指針を作成し、どうやったらそれが解決できるのかを相談していく場を作る必要があるのではないか。
- ・ 労働の問題では、個人の差別だけではなく、最低賃金や労働時間、社会保険など、制度的な問題にも関係する。
- ・ 入社の筆記試験で枠内に文字を書かないとだめだと言われたら、脳性麻痺や視覚障害の方はその試験を受けられない。
- ・ 障害者枠で会社に勤めることができたにも関わらず、その労働現場で、友達もできない、誰も話しかけてくれない、障害者枠だからといって孤立している、組合にも入れないことがある。
- ・ 企業側の壁は相当厚い、堅いものであることを覚悟した上で、生きた条例づくりをやらないといけないのではないか。
- ・ 福祉と労働には相当大的な距離があり、労働は、企業が必要とする人を採用し、その能力を発揮して就労してもらって、その成果に応じて報酬を支払うという権利と義務の相互交換で成り立っている関係。障害者の雇用もその権利義務を外すと、歪められたものになってしまう。条例づくりの中でも、労働の原則は曲げられないのではないか。
- ・ 他府県の条例を参考に資料が作成されており、京都府もこの基本路線でつめていけばよいのではないかと思います。障害者権利条約で、いろいろな補足がなければ、雇用条件等をどこまで均等にすべきと言うのが非常に難しい。同一価値労働同一報酬は、障害者の雇用だけでなく、一般の労使関係でもなかなか解決していない。条例で強調しすぎると、企業側は、一定の線以上に不自由になりすぎて、障害者の雇用環境そのものをよくしないという場合も考えられるので、そのあたりのスタンスはしっかりと共通認識できればよいと思う。
- ・ 企業の多くは、障害者の評価制度と障害のない人の評価制度を二重に持っている。二本立てで管理することにより、障害者のうち可能な方の長期雇用を確保している。
- ・ 他府県の条例と同様のスタンスで、解釈の中で、企業側のある程度の自由裁量部分というものも曖昧模糊としておいた方がよいのではないかと。
- ・ 「労働」、「雇用」、「就労」という言葉の違いもあるので、条例を作る中で、働くことについて議論が必要。
- ・ 障害者には別の評価基準を設けていることは必要だと思う。障害者と障害のない者が同じ勤務条件では、働きにくさがある。障害特性に応じて、休憩の取り方、業務工程の検討、一つの仕事ともう一つの仕事を組み合わせて新たな仕事を創出するなど必要。障害者本人がどうしたら一番力を発揮できるのかの視点に立つことが重要。
- ・ 障害者が業務の本質的な部分を遂行することが不可能になったかどうか、適正に判断される必要。産業医や医療機関の医師が「このような支援機器や人的支援を受けて働いている人はいっぱいいる」ということを本人や企業に情報提供することで、雇用継続が可能になるのではないかと。
- ・ 女性障害者として、男女雇用機会均等法や労働基準法などで、機会の均等はうたわれているが、実際に女性障害者が均等に扱われているかといえば、なかなかそうではないという現状。

○ 合理的配慮に関する意見

- ・ 障害者だから賃金や労働条件で特別に配慮してほしいのではないが、障害ゆえに労働時間を短く勤務しないと体力の問題があったり、専門的なことはできないが、単純労務や軽作業や倉庫番といった労働はできる障害者がいることを知ってほしい。企業でも役所でも適材適所で人事を行うと思うが、障害者のAさんなら、Aさんの適材はどういう労働なのかを考えてほしい。
- ・ 合理的配慮について、相手側がすぐできること、できないことがあると思うが、ガイドラインの作成が必要。障害を理由とした差別に当たるか当たらないか分かることは、障害者の安心にもつながるし、障害のない者の安心にもつながる。ガイドラインができれば、行政が啓発・広報をやっていくことが重要。
- ・ 合理的配慮については、過度の負担がある場合は負担しなくてよいが、一定の負担があることが前提の義務である。完全に経営的な側面だけを考えると、どうなのかという部分が出るので、企業側と調整していく必要があると思う。
- ・ 躁鬱病という精神疾患を持ちながら、25年間、企業に勤務してきた。精神障害者が特別に職務を遂行する上での能力が著しく欠如しているとは思わずに、服薬を奇異な目で見ない、適度な休憩を与えるなどの配慮をしてほしい。精神の障害をもって解雇することはあってはならないと思う。

○ 共生社会の実現に向けた推進方策に関する意見

(障害に対する理解促進に関する意見)

- ・ 採用や採用後に障害者を差別している企業もあるし、障害者雇用制度で定められていても、確信的に障害者を雇用しない企業もあるが、一つ一つ解決方法を見つけた上で啓蒙していく、企業のトップを筆頭に改善していくことで、少しずつよくなるだろうと思う。
- ・ 障害者福祉施設ができるに当たり、住民は不安がっていたが、今は、レストランは予約でいっぱいになっている。普段の生活の中で接点を持つことで、障害者に対する理解が促進された。
- ・ 障害のあることについて、目に見える障害も、見えない障害も、お互いに理解し合うことが重要。日常的なふれあいの中で、お互いにやりとりしながら、勉強や教育を地道に進めていかないといけない。

(制度の改善等に関する意見)

- ・ 障害者法定雇用率は低すぎる。行政機関が積極的に障害者を雇用して、行政での雇用事例を基に企業に障害者雇用を提案していくことも一つの方法ではないか。
- ・ 障害に関する社員教育の講師など、障害者だからこそできる仕事もあるのではないか。
- ・ 職場実習やチャレンジ雇用をやっているが、各職場に障害特性をどう知ってもらうか、障害者の業務を通常業務からどう切り出すかが難しい。企業も、雇用はしたいが、仕事の切り出し方、対応の仕方が分からないというのが正直なところではないか。アドバイザー派遣等をしながら雇用拡大に取り組んでいるが、雇用環境を整えないと、企業を責めるというのも違和感がある。
- ・ 職場体験の応募をするが、なかなか障害者からの応募がない。企業側も、どのように障害者を理解して、どのように環境整備をしていくかが大きな課題。
- ・ 生活支援センターで使うものを自分たちで作り、働いているのも障害者というように、障害者の仲間であらうなことに挑戦することも就労につながると思う。
- ・ 知的障害者の施設で、障害者に直接雇用で働いてもらっている。

(長期的な視点から問題の解決を図る仕組みに関する意見)

- ・ 所得保障、暮らしの保障も合わせた中で、働く人生を作っていくような切り口も必要。条例ができれば、

全てがいつべんに解決する訳ではないので、条例が施行されてから、検証していくような機関や、府民の中でしっかり論議がされるような取組も重要。

○ 条例検討の進め方等に関する意見

- ・ 障害が重く、働くことを望まない方たちの自己実現も課題であり、議論が必要ではないか。
- ・ 障害者の大学進学率が高まっているが、大学を出ても就職先がないのが現状。この条例でどのようなことが盛り込めるのか、これからも考えていきたい。

【教育分野】

○ 不利益取扱いに関する意見

- ・ 検討部会において、本人・保護者に十分に説明し、本人・保護者に強い希望があれば普通学校に入れることを最大限しているとの説明に、「十分な説明」というより「十分な説得」ではないかと意見があった。
- ・ 入学判定に関する判断について、保護者からすれば様々な不安や不満を持っているということが、現場の声として報告があった。
- ・ 障害者権利条約ではインクルージョンの保障が書いてあるが、聾学校や盲学校の必要性などが抜けている。普通の学校では口話だけになり、しっかり学習できているのかという問題が残る。
- ・ 聴覚障害者が大学を卒業し社会に出て、3年、5年で孤立するという問題が出ている。聾学校できちっと教育を受ける必要。聾学校では、手話で言語を習得し、人として生きる力を身につけられる。
- ・ 小学校6年生の女の子がLDであったが、小児膠原病を発病。中学進学にあたり、難病とLDを併せ持っている場合の相談やアドバイスできる人がいないという話を聞いた。支援学校に行くと、難病が治ったときに高校に行くことが心配と聞いている。
- ・ 「正当な理由に基づく場合と考えられるもの」として、「保護者が意見聴取や説明を聞くことを拒否した場合」と書かれているが、どれだけ保護者に対してアプローチして、その思いを聞いたのかという問題は、誰がどうみていくのか、可能な限りの努力はどのようなものか、真剣に考える必要。
- ・ インクルーシブ教育に向けて、その中身の共通認識を持ち、現場を変えていく努力をしなければならない。現状がこうだから難しい、ではなく、一歩でも二歩でも近付いていく努力が必要。
- ・ 「正当な理由に基づく場合と考えられるもの」に「保護者からの願い出に基づき、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由により就学困難と認められるため、就学義務が猶予又は免除された場合」とある。
- ・ 私自身 50 年以上も前に就学免除されたが、いったい誰が就学義務を免除するのか、今でも明確な答えが得られていない。
- ・ 障害者権利条約では「障害者が他の者と平等に自己の生活する地域社会において教育の機会が与えられること」と定められており、障害のある方もない方も同じ場で学ぶことが前提。国でも、同じような考えの意見になっている。今の就学先を学校に入る前に決めるシステムがそもそも問題ではないか。特別支援教育の先生方の意識が、特別支援教育の方がよいという意識があれば、問題を生むのではないか。

○ 合理的配慮に関する意見

- ・ 府の就学指導はきめ細やかに保護者の意見を尊重いただけていると思う。地域の小・中学校の教職員の何気ない言葉や、子どもが動くから少し羽交い締めにしたたりすることもあるので、教職員の障害理解が非常に必要だと感じる。
- ・ 支援学校へ自分で通える子どもも3年間バス通学になるが、就労に向けて自主通学で力をつけるということもある。
- ・ 先生の采配で障害者である親に関する作文を読まなかったことを、長年悩んでいる子どもの相談を受けている。障害者ではない先生にとって難しいことだと思うが、先生方の細やかな配慮が必要。
- ・ LD、ADHDの子どもは学習や遊び方に強いこだわりがあり、視覚優位という特性の中で先の予定が

視覚的に提示されると、学校生活が過ごしやすくなる。

- ・ 人員や予算の問題も考えながら、同じクラスの中で、それぞれの子ども一人一人に応じた学習の仕方や支援を進めていく必要。
- ・ 高校の支援員が役割を果たしていないので抗議すると、重度障害者でも自立しなければならないので、できるだけ助けないと言われた。校長と教育委員会と話をした結果、認識の甘さ、支援員に対する現場監督が不行届だったことを認めて、今はだいぶ改善された。
- ・ 支援委員がいるから安心なのではなく、現場のモニタリングをして、支援が機能的に働いているかどうか、みんなの目で確かめなければならない。

○ 共生社会の実現に向けた推進方策に関する意見

(障害に対する理解促進に関する意見)

- ・ 学校教育の中で、障害者施設に児童・生徒に来てもらい、障害理解を深める取組を行ってはどうか。障害者施設は障害のある人たちの生活、仕事、日常があり、教育機関と連携を強め、次代を担う子どもたちに障害を理解する機会の提供が可能。
- ・ 福祉の人材確保も大きな課題であり、福祉の担い手を育てる種まきにもつながる。
- ・ 一般校の保護者は障害のある子どもの教育現場、進路先を知らないなので、支援学校に来てもらい、理解を深めていただくことを意識的に取り組んでいる。障害児者を含めて、障害の特性を一般の方に啓発していくことは重要。
- ・ 障害のある方に実際に出会って、ふれ合うことで、意識が変わる。子どもの頃から教育や遊びの場面で、一緒に学び、遊ぶ中で共に考える場があることで、いろんな環境を変えていこうという姿勢が芽生える。
- ・ 学校教育の中で障害当事者が講師として話す機会、障害当事者と話し合ったり、出会える場をもっと増やしていく必要。
- ・ 精神障害は見た目にはわからないため、自分が抱えているケアの問題、医療上の問題、人権上の問題、様々な問題を主張しなければ理解されない。
- ・ 大学で自分の問題を講演する機会があるが、学生のレポートをみると、精神障害に対する理解が相当進む。教育の場において障害当事者が出て行き、自分の抱えている問題、差別の問題、合理的配慮の欠ける問題、不利益取扱の問題等、自分が体験したことを言う場を広げていくことが必要。

(制度の改善等に関する意見)

- ・ 支援学校の専門教育と、普通学校で地域の中で友達と一緒に学べる場が保障される「二重学籍」が必要ではないか。
- ・ 乳幼児が聞こえないとわかった場合、親に人工内耳をつけると全て解決という思い込みがある。人工内耳をつければ全ての問題が解決できるのではない。医療、教育、聴覚障害者も入れて相談できる機関の設置が必要である。
- ・ 支援学校に小学校から入っていても、中学になると一般校名で就学通知書が来る。本来校ということで問題ないのだが、「就学通知書」として送ってこられると、気持ちとしてはおかしいなという気がする。
- ・ 学校を卒業して就労したが、トラブルがあり辞めてしまったときのフォローについて、学校にもう少し協力的にしていただけるとありがたい。
- ・ 精神疾患は思春期に発病することが多いが、発病に気づかず、気が付いたら入院していたとよく聞く。小・中学校の保健体育や、検診に取り入れていくことで、通院や相談に早くつながるのではないか。

(罰則に関する意見)

- ・ 条例について、罰則規定を設けなかったら精神訓話的な話で終わってしまうと思うので、何らかの形で罰則規定を盛り込んだ条例にしてほしい。

○ 条例検討の進め方等に関する意見

- ・ 過去に行政が犯した過ちや社会が障害者に対して起こした差別をまずは認めて、考えないといけない。就学免除などにより、障害者が生き方を自ら選べず、人間として当たり前生きていく権利を奪われてきた。そのことをまず認識し、反省しなければいけない。
- ・ 教育だけでなく、障害福祉でも、今までの過ちを考えて、文章化して次の世代に繋げていくことをしないと差別がなくなっていくかない。

【建物・公共交通分野】

○ 不利益取扱いに関する意見

- ・ 検討部会で、民間バス会社の乗車拒否の問題で障害者が運動をしたという事例の報告があった。地下鉄のエレベーターのボタンが高すぎて、車いすから届かなかったが、駅員に申し出て、ボタンを付けてもらったという事例の報告があった。
- ・ 府の議会棟の傍聴席に階段があって車いすでは入れなかった。議会棟の問題だけではなく、学校、行政建物のバリアも改善することが必要。
- ・ 府の議会棟ではエレベーターを降りたら階段があり、車いすの人が2階に行けない。障害者が参加するという意識がない。
- ・ 車いすでバスに乗るとき危険な場合は運転手が運転席を離れてかまわないという話し合いを市バス側としたにもかかわらず、私が乗ろうとしたとき、運転手から「運転席から降りられない」と言われ、運転手とけんかして1時間ほどバスが止まった。他のお客さんは障害者がわがまま言っていると思ったと思うと、本当に悔しい。
- ・ それから十数年経って市バスの意識も大分変わり、乗りやすくなってきた。障害者の運動団体が、行政の意識、運転手の意識を変えてきたからできてきているもの。
- ・ 研修や相互理解がいろんな分野に必要。障害者の問題だけが特化されて、障害者の問題だけが通るような世の中はだめ。障害者も健常者もそれぞれがそれぞれの権利、それぞれの立場、それぞれの特徴をもって生きており、みんなが見守ることが重要。視覚障害関係でも京都市の交通局に研修の場を設けていただき非常に改善されてきた。強い発言だけでは一時は変わってもまた戻る。具体的に学習し、一緒に考えたらいい。

○ 合理的配慮に関する意見

- ・ バスに乗るときに筆談の準備はあっていいが、書くのは大変だし時間がかかってバスが遅れると他の方に迷惑をかける。聞こえない場合、文章どおりに書くことが難しい面もある。
- ・ 身体障害者のグループホーム、知的障害者のグループホームもあるが、まちづくり条例の中で全部一緒に考えてしまっている。知的障害者も高齢になると段差がない方がいいが、段差を解消しようとすると、コストの問題もあり、グループホームが増えない。障害特性に合わせたものも必要ではないか。
- ・ 一昨日商店街に行ったが、喫茶店には階段があって入れない、雰囲気の良いお店だと思っても段差がある。日常的に街の中を歩いているときに、車いすの人、聴覚障害の人、視覚障害の人が使えるかどうか、想像力を働かせて見てもらうことが、第一歩だと思う。
- ・ 医療関係の方の話で、病院の受付のサービスが行き届かない部分があるが、従業員にどこまでやらせることができるのか、非常に悩んでいた。コスト面や企業がもっている組織体の理念が変わらないと、難しい面がある。
- ・ 他の都道府県の条例を見ると、「正当な理由」ということが着地点ではないかと思う。「正当な理由」が逃げ道になるようではいけないが、少なくともそここのところは残してほしい。
- ・ 社会的なコストが実現のためにはいろんな面に関わるが、民間では求められてもできないものがある。国や行政が出せるのかというと、そこもなかなか難しいと思う。一人一人の気遣い、社会の当事者としてやることは努力の余地があるが、インフラとして変えないとできないことは限界がある。そこも考えた上で条例の内容を決めないと、条例ができたが魂が入らないということになってはいけなし、かえって障害のある方の立場を悪くする懸念もある。

○ 共生社会の実現に向けた推進方策に関する意見

(障害に対する理解促進に関する意見)

- ・ 障害のある方の移動手段である公共交通機関は非常に重要なものと位置づけ、「歩く町京都」を推進する中で、様々な施策を行っている。交通局の職員に対する研修では各障害種別の団体の方に講演をいただいている。ハード面だけでなく、心のバリアフリーも条例に取り入れる必要がある。
- ・ 京都で「障害者ミシュラン」を作ってはどうか。障害のある方への対応、研修内容などを評価して、このお店は星いくつなどと掲示板や広報で掲げ、京都で商売をしようと思ったらその辺を配慮した店でないといけないと思えるような文化を創ってほしい。
- ・ 吉野の熊野古道を歩くイベントがあり、地元の社協や行政がボランティアで対応され、とてもいい思いをした。「障害者ミシュラン」のようなことを、是非京都でできたらよい。
- ・ 障害者が公共の場でのびのびと一般の方と一緒に生活が送れるというイメージは、それが京都の証明であるというふうになりたいと思う。

(制度の改善等に関する意見)

- ・ 鉄道運賃の減免や自動車の減免などについて、手帳をもらうときに説明があると助かるので、行政も勉強してほしい。
- ・ グループホームを作る際、地域の反対があったり、地域の同意が必要という変な仕組みになっている。施設から地域へと国も謳っているが、やはり地域が変わらないとだめ。グループホーム建設を住宅政策にきちっと盛り込むべき。

(長期的な視点から問題の解決を図る仕組みに関する意見)

- ・ 駅舎を新しくする際に、車いす利用者がスムーズにホームまで行けるよう、身体障害者協議会として話を聞いてもらい、エレベーターの位置を使いやすくし、障害者が利用しやすい椅子を作ってもらった。そのような機会を設けることが重要。
- ・ 本町ではバリアフリー検討委員会という会議があり、障害のある方、高齢者や子育ての世代の方々に参加いただき、街の中の気になるところの意見を出して、予算に反映していくということをしている。
- ・ 障害の特性によって気になるところは違い、高齢者、子育て世代でも違う意見が出てくる。早急にできること、できないことはあるが、意見を出していただく機会を設けていくことが必要と思う。
- ・ 古い建物のバリアフリーは難しいかもしれないが、新しい建物を建てるときには、障害当事者の意見を聞いたり、障害当事者がチェックする仕組みが必要。できてから見学してみたら、点字が逆さまに張ってあるなどのミスがある。
- ・ 議論をする場というのはとても大事で、はじめて知ること、改めて感じるものがたくさんある。条例制定後も、条例検討会議のような場をどんどん発展させていきたい。

○ 条例検討の進め方等に関する意見

- ・ 検討部会の中で、ハラスメントの問題を意識すべきという指摘があった。バスに乗るときに聴覚障害者が筆談をお願いしたら、嫌な顔をされたという話。結果的にはバスに乗れており、差別ではないが、言葉による嫌がらせ、ハラスメントをどう取り扱うか検討すべき。
- ・ アメリカ、イギリス、韓国などの差別禁止に関する法律ではハラスメントが入っているが、国の差別禁止部会の意見書、他の都道府県等の条例には入っていない。京都の条例では、新しくハラスメントを入れる議論をすべきではないか。また、権利性を条例の中で定めてほしい。

- 今まであったことを振り返って反省し、障害を持った人たちがつらい悔しい思いをしてきたこと、障害をもっと人たちの生き様を健常者が意識しない限り、変わらないと思う。そこまで含めて問題に取り組むべき。

【住宅分野】

○ 不利益取扱いに関する意見

- ・ 火を使うので危ないからとか、空いていると言っていたのに障害があると分かったとたん全部決まったからだめと言われるなど、入居拒否が非常に多い。障害者基本法ではどこで誰と生活するかを選択する権利が確保されているが、家主が出てくる前に不動産業者の段階ではねられてしまうことが多い。また、二人の保証人を求められることもあり、住宅が確保できない。
- ・ グループホームや作業所等の障害者施設が近所にできることに対して、地域住民から非常に抵抗がある。「土地の値段が下がる」、「火災保険の保険料が上がる」、ゴミを空けられて「紙おむつが不衛生」など、意地悪なことを言われることがある。地域社会のあり方の問題で、自由に住むことに対する差別がたくさんある。
- ・ グループホーム建設の際に、住民の反対運動が起こることがある。さいたま市の条例では、差別の一つとして条例の対象としている。
- ・ 北欧ではグループホームといっても個人の住宅だという意識が大変強い。グループホームを作る場合に地域に反対されるが、「施設」というイメージが強いからではないか。それぞれの「家」だということを啓発する必要があるし、差別があれば解消する手立てが必要。
- ・ アパートやマンションの賃貸契約書は、事細かに自己防衛をしないと、何か起きたときに対応できない。賃貸契約の内容をどこまで規制するのがいいのか、あまり事細かな賃貸契約をしなくてすむ社会になればよいが、今の社会全体の風潮も考慮に入れて考える必要。行政が強制的にやるといっても限度があり、お互いに理解して、お互いに解決していく自主的な働きかけや、今後の対応策に力を置くべき。
- ・ 賃貸契約のとき、精神障害の人がなにか問題を起こすと考えすぎるが、福祉制度でヘルパーを入れるなどにより事件や事故、火事は防げる。障害のない人の事件や事故の方が明らかに多い。

○ 共生社会の実現に向けた推進方策に関する意見

(障害に対する理解促進に関する意見)

- ・ 精神科病院からの地域移行等を進めるため、グループホーム・ケアホームの整備を推進しているが、地域でかなりの抵抗もある。どうやって住民の理解を深めていくのか難しい課題。
- ・ グループホームが障害者の最後の住み家ではなく、最終的には個人で家に住むことが最も自立した生活だろうと思う。そこまでいくまで、これから何年かかるか分からないが。
- ・ 建築・設計・施工・工務店がバリアフリーの知識が不足している。障害者用のトイレ、スロープ、手すりを作るくらいしか知らない。障害当事者が講師となった勉強会を開いていかなければならない。

(制度やサービスの改善等に関する意見)

- ・ 精神障害者で社会的入院をしている多くの方の地域の条件を整えば退院できるという調査があるが、退院が進んでいない。退院して地域生活をする場所がないのは大きな問題であり、地域の受皿の整備を進める必要。
- ・ グループホームを作るときに、まだまだ根強い住民の意識が残っている。障害者が地域で暮らしやすい、地域と共に生活できる仕組み作りをすることが大事。啓発をもっとするほか、一般の住宅施策の中にグループホーム推進を位置づけるべき。地域は異種なものに非常に反応するので、一般施策の中で進めるのがよい。

- ・ 建築基準法でグループホームは「寄宿舍」と判断されることが多く、その場合は耐火設備等を設ける必要。そうすると、既存の住宅を改修してグループホームを整備することが難しくなるという問題があり、改善が必要。
- ・ 障害のある方が住みたい地域に住み、必要な情報が伝わるよう、例えば、自治会や町内会が手話通訳の派遣や点字訳を必要とする際、行政がそうした機関を紹介していく、地域も行政も協力しながら、コミュニケーション力等も高めていく方法について、行政サービスの一環として検討できないか。
- ・ 住宅を借りられたとしても、バリアフリー改修にお金がかかり、そこを出るときの原状復帰にもお金がかかるという問題がある。
- ・ 市営住宅や府営住宅の障害者枠が非常に少ないのも問題。
- ・ 府営住宅の障害者優先入居の戸数が非常に少ない。また、京都市中心部では募集がない。障害者支援課がもっと力を入れて府営住宅担当部局へ働きかけるべき。まず行政から踏み込んでもらいたい。
- ・ 府営住宅の話が出ているが、条例がなくてもできることは、条例を待たずに率先してやってもらいたい。

○ 条例検討の進め方等に関する意見

- ・ 他府県条例だけを参考にするのではなく、独自の特性を踏まえた条例にすべきである。
- ・ 障害者基本法や障害者権利条約は理念を規定する抽象的な大原則を規定しており、具体的な場面での人々の行為を規制するものではない。その理念を実現するためには、少し細かい規範を提示する必要であり、京都府の条例とその解釈指針で規定する必要。
- ・ 条例がなくてもできることは早急に取り組んでももらいたい。また、条例ができて、条例で全てが直ちに解決するわけではないので、条例ができた後も、必要な取組や改善を続けてやってもらいたい。

【情報・コミュニケーション分野】

○ 不利益取扱いに関する意見

- ・ 知的障害者は、親や介助者、施設職員の意見でいろいろなことを決められることがある。どうせわからないからと説明してもらえず、意思を聞いてもらえないのは差別だと思う。重要な問題については自分の意思を表明する権利があることを、自分が選択するために分かりやすい説明を受ける権利があることを条例に書いてほしい。
- ・ 聴覚障害者だけではなく、視覚障害者、知的障害者、精神障害者も様々な情報弱者が情報を得られるような環境を作るために、差別を禁止する条例を作れば効果があると思う。環境整備は国が負担するという根本的な考え方で、不足部分に関して民間、地方行政の努力をお願いしたい。
- ・ 民間施設、ホテル、レストラン等での情報・コミュニケーションの問題は、解決方法をどう考えるのか悩ましい。
- ・ 例えば、ホテルのキーカードは色覚障害者には使えないというのは分かるが、ホテルや一般利用客から見れば、利便性が進んでかつ効率的でもある。利便性や効率性が進むと、障害者には差別になるという問題が出てくる。障害者も一般客も使える部屋をいくつか作ることができるのか、それ以外の解決方法があるのか難しい問題。
- ・ 民間の努力には限界があり、行政の支援が必要。また、行政が強制的にやるといっても限度があり、お互いに理解して、お互いに解決していく自主的な働きかけや、今後の対応策に力を置くべき。

○ 合理的配慮に関する意見

- ・ 情報・コミュニケーションの問題は、視覚障害者や聴覚障害者にとって、教育、働く、地域生活の全てに関わってくる根本的な問題。いろいろな障害の程度があり、点字、拡大文字、パソコン、手話通訳、指文字など、それぞれに対応する必要。府民に、まずは、こういった方がいること、情報・コミュニケーション手段の違いをもっと知ってもらうことが必要。
- ・ 自閉症、発達障害でもコミュニケーションに困難を抱える方が多いが、ファストフード店でカウンターのメニューがなくなり、上の部分のメニューだけになった。自閉症や発達障害の方は、指差しなどで視覚的に情報を伝える以外のコミュニケーションが苦手であり、視覚的に情報を伝えられるような配慮が必要。
- ・ 大人になってから広汎性発達障害と診断された多くの方は、職場や地域で言葉のコミュニケーションで難しさを感じている。職場で「適当なところで切り上げたらいいよ」と言われてもどこが適当なところなのか、行政窓口や店頭で「少しお待ちいただけますか」という「少し」が何分なのか分からない。企業や行政窓口などで、障害特性を理解し、配慮を取り入れるような方向性を作ってほしい。
- ・ 聴覚障害、視覚障害、知的障害等のある方の行政窓口の対応には手厚い配慮をしているが、自主財源に乏しい市町村だと、手話通訳者や要約筆記者の配置もしたくてもなかなかそこまでできない。国への働きかけも必要。

○ 共生社会の実現に向けた推進方策に関する意見

(障害に対する理解促進に関する意見)

- ・ 精神障害者は人とのコミュニケーションが非常に苦手。気持ちはあるけれど表現できない、自己決定を求められてもなかなか判断ができない。精神障害や発達障害の障害特性を、関わる人達がよく理解しないと、コミュニケーションは難しい。行政の窓口対応する人達に、障害者の特性を理解してもらうような仕組みを作ってほしい。

(制度やサービスの改善等に関する意見)

- ・ タウンミーティングで盲ろう障害の方がたくさん発言され、災害時の安全対策、日常の情報の問題があり、情報提供施設が必要である。
- ・ 知的障害者の情報・コミュニケーションの権利について、役所の申請主義の問題がある。障害年金等の重要な手続きは、役所の人や療育手帳を持っている人に書類を渡してわかりやすく説明する仕組みにすべき。
- ・ 聴覚障害者は、電話で手話通訳を通すと、本人確認をしてもらえない。コミュニケーション支援員の立場として公的な責任を持っていることを明確にしてほしい。
- ・ 視覚障害と聴覚障害の重複障害の方の通訳介助員の数がまだまだ足りないの自由に出歩けない。手話通訳の数もまだまだ足りない。
- ・ ある小学校の卒業式で聴覚障害者がいるので手話をやろうとしたが、見送りになった。障害者権利条約では手話も言語だと説明してもらい、入学式は手話でできるようになった。教育現場や行政現場で、手話をきちっと行うよう努力してほしい。
- ・ 教育の基本はコミュニケーションであり、手話の問題も含めて、関係機関内での情報共有に積極的に努めている。また、発達障害者の問題では、教育と福祉との「横の連携」、ライフステージに応じた支援を一貫してやっていく「縦の連携」に、積極的に取り組んでいる。
- ・ 医療、教育、福祉、施設等いろいろな所で情報・コミュニケーションは関わってくるので、様々な分野で情報・コミュニケーションを整備しなければならず、情報・コミュニケーションの法律も必要。

○ 条例検討の進め方等に関する意見

- ・ 障害者権利条約をみると、住宅分野では、どこで誰と生活するかを選択する機会を有する、情報・コミュニケーション分野では、権利を行使することができることを確保するための全ての適切な措置を講じると、積極的な表現がある。京都府の条例でも、障害者権利条約の理念に沿った積極的な方向性を出してほしい。
- ・ 条例が知的障害者にも役立つものとなるように、条例を分かりやすく書きかえたり、説明したパンフレットを作ることを提案したい。

【その他、障害のある女性】

○ 障害のある女性に関する意見

- ・ 障害のある女性の困難は、性的被害、就労、恋愛、結婚、離婚、家事、育児、介護、性と生殖、妊娠、出産、医療、教育、制度等と多岐にわたる。今までの風習、慣例や無理解から、偏見に基づく被害である。なかなか社会に認知されていないからこそ、条例に障害のある女性の条文を入れ、障害のある女性の立場を認識してもらいたい。
- ・ 国内の法律や国連の条約があっても、守られない現状を改善するために、条文化が必要。障害のある女性の不利とニーズの可視化と不均等な待遇の改善を条文化することによって進めたい。女性であることと障害者であることの両面から受ける複合差別の救済をする必要。障害のある女性の社会的な背景による地域の低さを認識するため、社会的地位の確認と保障が必要。地方自治体の責務も明確にする必要。社会的なメッセージとして、市民ベースに認識を広めることが重要。
- ・ 健常者と障害者の社会的障壁を取り除き、男女間にある不公平をなくし、平等な環境をつくる必要がある。障害のある女性は本来人として当たり前の人格や人権が脅かされて阻害されている状況。
- ・ 性的被害では、加害者の立場が強いなど、抗議や訴えが難しい。走って逃げられない、反撃できない、声や顔で加害者を特定できない、判断力がないとみなされるなど、障害のある女性の弱みにつけ込む加害者が多い。介助中や医療の場では加害の意図があるかはっきりしないこともあるが、障害のある女性にとって、何が不快で恐怖となるか、被害と感じられること自体が尊重されるべき。被害を生じさせない介護、医療のあり方が検討されるべき。
- ・ 夫や恋人からの暴力では、暴力をふるう側は女性が家事や世話等を果たさないとみなすと、暴力の動機として正当化する場合がある。
- ・ 就労では、障害のある女性の就業の必要性が理解されない、勤務体系や勤務時間で不公平な環境に置かれるなどが起こっている。
- ・ 恋愛、結婚、離婚では、結婚は男性とその親族が女性を選ぶもの、美醜や健康、家事、育児等の役割を担えることが基準となるなど、旧来のしぼりがある。恋愛、結婚が両当事者の自由な合意で成立するためには、障害のある女性の経済と生活の自立、男女の平等が必要。
- ・ 性と生殖では、妊娠・出産する障害のある女性も生まれる子ども、障害のあるままで肯定される社会を望みたい。
- ・ 家事、子育て、家族の介護では、女性の役割と考えられ、当人の健康を度外視してもすべきとみなされる。子どもをもてないとみなされる障害のある女性の価値が低くみられる。子育ての支援の必要性が高く、子育ての介助が必要。
- ・ 男性が女性の介助を行う異性介助では、人員の不足がやむを得ないとする理由となっているが、介助は恩恵でなく、人として当たり前で暮らすことの保障であることを再確認してほしい。
- ・ 教育の場でも、障害のあるなしによる分断があり、着替えや宿泊、身体測定などで男女それぞれが尊重されないという訴えがまだある。
- ・ 車いすトイレが男性の側だけに設置されていることもある。
- ・ 女性というより、障害者だからが先に来てしまって、女性という意識もあまりなく、生まれた時から差別を受けて来たのだろうかあと今になって気付いた。

○ ハラスメントに関する意見

- ・ 国の差別禁止部会の報告に「ハラスメント」という言葉があり、条例的に差別とはくみ上げられないが、拾いきれないところを問題提起する意味を含めて、条例のどこかにハラスメントを位置づけてはどうか。
- ・ 国の差別禁止部会の意見書では、差別は障害のある人とない人を異なる取扱いをしたというような結果が生じているもの。ハラスメントは結果が生じていないが、嫌な思いをさせたというようなもの。法律上、禁止する対象は明確でなければならず、ハラスメントは禁止までは難しい。このため、国の意見書は、差別を禁止することとし、ハラスメントは差別と関連するものとして、なくすための措置をとっていくというような内容。
- ・ 障害に関連して行われるハラスメントは差別である。それを障害に基づく差別に深く関連するものと表現する意味が分からない。ハラスメントは差別そのものであると規定すべき。

○ 共生社会の実現に向けた推進方策に関する意見

(障害に対する理解促進に関する意見)

- ・ 障害者は特別な存在ではなく、誰にでも起こりうることだとことを認識してもらう必要。
- ・ 障害のある女性の問題は広い範囲で起きており、障害への理解を積極的に広げる必要がある。社会のあらゆる場面で、障害のあるなしで分断されないことが大切。
- ・ お互いの理解不足でよい方向に回っていない。お互いに理解できあえるような仕組みを作らないといけない。未然防止の取組やオール京都の推進体制などが挙げられているが、パンフレットなども活用されなければ一緒であり、もう一步踏み込めるような取組を考えられないかと思う。障害者の声が本当に健常者に届けられるような仕組みを工夫し、行政の責任、企業の責任、そして府民の責任というかたちで条例の中にうたっていくべき。

(個別事案の解決を図る仕組みに関する意見)

- ・ 障害のある女性が孤立することが大きな問題。相談しにくい、身内にも言えない問題でもあり、身近に問題点を相談できる、もう少しハードルの低い相談場所があればと思う。
- ・ 10年以上前の話だが、車いすの女性が離婚をしたいと相談に行ったら、「結婚してもらっているだけでもありがたいと思うから、離婚するなんてことは考えない方があんたのためだよ」と言われた。相談機関のあり方も相当吟味し、障害者の立場を分かった人が対応する機関でないと、二重の差別を受ける。

(長期的な視点から問題の解決を図る仕組みに関する意見)

- ・ 条例の制定後も継続して事例を整理し、解決方法等を検討する委員会などを設け、今後の条例改正時に反映させていくような仕組みも必要ではないか。

(制度やサービスの改善等に関する意見)

- ・ 今の社会で女性への支援は健常者を対象にしか考えられてなく、障害があることで妊娠、出産、育児などは関係のないように思われている。DVなどで相談に行っても、設備がないから助けられないとか、そもそも障害のある女性が来ることを想定していない。行政機関、相談機関、医療機関の配慮が必要。
- ・ DVのシェルターも重度の車いすの障害者の人が入って介助が行えるようなところはない。シェルターに入ると今までの関係者との情報を断ち切られるが、手話の必要な人、点字の必要な人が守られるの

か。

○ 条例検討の進め方等に関する意見

- ・ 検討会議が、今まで残された問題を提起し、これまでを検証し解決するものであり、条例づくりと条例の制定が共生社会に向けた今後の施策づくりに活かされるようお願いする。
 - ・ 条例の制定過程と制定後について、いくつかお願いしたい。条文の立案に女性障害当事者又はその推薦する専門家が参加してもらいたい。条例づくりにおいて、男女平等の実現を阻害するような施策や計画を立てないでほしい。障害のある女性とそれ以外の女性との格差をなくしてほしい。条例が守られ、活かされるデータをとり、検証する機関を設置してほしい。救済機関には、女性障害当事者を含む、障害のある女性の専門のスタッフを配置してほしい。
-

タウンミーティングにおける主な意見

【京都市会場】(11月4日)

- この条例は、障害者の権利を実現するためのものであり、条例の名称、理念が重要。
- 条例を物理的・精神的な両面でバリアフリーな世の中を作る基礎にしたい。共生社会を作る上で、バリアフリーを実現する必要がある。京都府内の学校へのエレベーター設置のほか、奥行きが狭く90度に曲がれないエレベーターの改善や、階段があって部屋から部屋に移れない京都府の議会棟の改善が必要。
- 障害者基本法と同じように、条例の実施状況を検証するモニター機能を設置する必要。
- 条例の制定に当たっては、制定する権限を持っている京都府議会への働きかけが重要。
- 条例制定を府民運動にしたい。共生社会は全ての府民の参加なしには実現しない。京都府の幹部職員や議員が1日でもよいので車椅子体験やアイマスク体験をしてはどうか。
- 知的障害者や精神障害者を持つ保護者は、保護者亡き後の不安を持っている。その不安を解消するものの一つが成年後見制度。京都府でも市町村と共に、市民後見人の養成に積極的に取り組んでほしい。条例の仮称に「今も昔も」という言葉を付け加えてほしい。
- 障害者が企業に就労できるように、行政も企業ももっと努力をしてほしい。人間にとって一番うれしいこと、生きる力になることは、人の役に立っている実感をもてること。全ての障害者が働きたい仕事に就けるように、企業が障害者を雇用できるように、障害者が長く就労できるように、行政が支援し社会が企業を支えることが重要。
- 友達がこの前施設に入ったが、本人は地域で暮らしたいと言っていた。会いに行っても、会わせてくれない。これは差別や虐待ではないか。
- 施設ではなく、グループホームに入りたい人がものすごく多いのに、グループホームが少ない。グループホームを増やす必要。
- 精神科病院の医師・看護師の配置基準に関する精神科特例は差別であり、改善すべき。
- 特別支援学校に行くと、地域からかけ離れた存在で義務教育を終了し、障害者が地域に存在していることを地域の人が知らなくなる。特別支援学校のあり方について、教育委員会も含めて、検討会議の中で検討してほしい。
- 京都府の身体障害者の採用試験の中で、自分で通勤できて、介助者がいなくて働けるという条件があるが、見直すべき。

(アンケートでの意見)

- 早く差別をなくしてもらいたい。またタウンミーティングを開催してもらいたい。後見人がいたらみんな施設におくられる。(知的)
- 公立小学校・中学校の育成学級の子供たちが増えているが、先生の数が少ないと思う。教育について親たちはすごく不安を持っており、なるべく1人に1人先生がほしい。(知的、内部機能)
- タウンミーティングだけでなく、パブリックコメントなどで意見をまとめてほしい。また、タウンミーティングを来年も開いてほしい。もっと府民に開かれたものになってほしい。(聴覚)
- 精神障害は心のつまずきである。心の機能回復、訓練をしなければならない。(精神)
- 差別には、日常的に嫌な言葉を言われること、無視されることから、制度の不備などいろいろ

るある。就労など、雇用政策自体を見直さなければいけない問題もある。条例では「差別とは何か」「差別の禁止」をはっきりさせてほしい。そのことによって、多くの差別やハラスメントを防ぐことができると思う。(支援者)

- ヘルパーを24時間使って一人暮らしをしているが、京都府でも24時間使えるようにしてもらいたい。(肢体不自由)
- 自分の意思がはっきり伝えられず、生活の場が自分の求めている所ではないという人もいる。支援が難しいこともあると思うが、本人の気持ちを大事にしてあげてほしい。(聴覚)
- 法律や条例ができてそれだけでは差別はなくならないと思うが、条例を作る過程で多くの意見交換をすること、隠れている差別や気づけなかった差別を表面化することに大きな意味があると思う。また、条例の中に第三者機関や相談機関など、条例を活かしていく仕組みが必ず必要と思う。
- 地方自治体が障害者に適切に密着した支援を提供する必要性を感じる。障害当事者が深く感じている差別が解消できるような条例になるよう希望する。(聴覚)
- 最近の社会の傾向として他人と関わりを持たず無関心で過ごす人が増えている中で、条例を作ってもどこまで理解してもらえるか疑問もあるが、作った方がよいと思う。効果的なのは、まず教育の中でしっかりと人権・差別について学習すること、障害児・者の家族に対しても様々な面でサポートし、家庭の中でも差別や人権侵害をしないことなど。障害を持って生まれても障害のない人と同じように暮らせる社会を作ることが一番優先される。「誰も望んで障害者になったわけではなく、誰もが障害者になる可能性がある」ということをわかって欲しい。(家族(聴覚))
- 多くの健常者に合わせた社会で、多くの弱者は無視されている。弱者のことを多くの府民に知ってもらう必要がある。(支援者)
- 法律や条例が理念だおれすることなく、真にバリアフリー、ユニバーサルデザインにしっかりとつながる、実行性のあるものにしなければ意味がないと考える。(支援者)
- 障害のある人に配慮した設備、考え方自体が、結果的には全ての人に暮らしやすい世の中になるということを、周囲の人たちに伝えていきたい。高齢者が身近に増える中で、「普通は」という概念の範囲をもっと広げ、誰にも不便のない社会になることを願う。(支援者)
- この条例が具体的な効果をもてるような仕組み、仕掛けにならないとお題目で終わってしまう。このように解決していくというモデル事例やアイデアを出し合い、その内容を広く啓発していくことが大切ではないか。当事者、行政、事業者と利害に直接関わりのある企業などチームを組んで実践・研究していくことが大切だと思う。(支援者)
- 差別をなくすためには、障害者福祉サービスという視点から、障害のある住民サービスという視点に変える必要がある。特に地方自治体の施策の基本的な視点見直しが必要。(障害福祉関係者)
- 条例づくりのプロセスでもっと多くの一般の人々にこの問題を知らせ、共に考える機会を作らなければいけない。テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアを使い、広く問題意識の喚起を図ると良いのではないか。(家族(重症心身障害))
- 聴覚障害をもつ旅行者のことも考え、すべての観光地のチケット販売所に耳マークを貼ってほしい。災害が起こった場合、聴覚障害をもつ市民と観光客の対応を考えてほしい。(聴

覚)

- 府の本庁、総合庁舎に手話通訳を配置してもらいたい。ろうあ暮らし、命に関わる公所（例えば、高等技術専門校、家庭支援総合センター、児童相談所）に手話通訳をつけてほしい。（聴覚）
- 長い人生の中で数え切れないぐらいの差別を受けたり、当然と思われる権利を障害者ゆえにあきらめたことが多くある。のびのびと安心して残りの人生をいきたいと思っており、このような取組が話し合いや講演会で終わることなく、必ず実現する世の中になるよう願う。（視覚）

【北部会場】(11月10日)

- 視覚障害で小さい頃からかなり苦労したが、不自由だが楽しいこともたくさんある。私自身は今のところそれほど差別を受けた気持ちはないが、いろんなことで障害を理由に差別されているという現実はいけない。
- 「障害」の「害」の字が使われたり、「障害者」と「健常者」という形で対立させるような言葉が使われたりすることから、変わっていくことはできないかと思う。
- 医療的ケアが必要な障害を抱える子どもの母親だが、医療的ケアのために親が昼に学校に行き、付き添っている。親が付き添って自立できないことや、地域の学校への通学がなかなか理解してもらえないことなど、差別されているのかなと感じる。
- 障害が重いと、地域の学校に行けず、養護学校へ行かざるを得ない人がほとんどである。養護学校では、地域の学校へ行く同級生と学力の差が出てくる。そのため、高校や大学に進学できなかったり、採用試験になかなか通らなかったりする状況がある。
- 障害者の問題を取り上げる議員が少ないと感じている。障害者が政治参加することで、町や企業が変わっていくと思う。ハンデがあっても、障害者が政治参加しやすくなるような議論もお願いしたい。
- 役所から配付される文書がたくさんあるが、墨字のものがほとんどである。視覚障害者への情報保障をお願いしたい。
- タウンミーティングに障害のない方にも多く参加していただきたい。
- 法律や制度だけでは社会は変わらないので、障害を理解していただくため、障害当事者がしっかり発信していくべき。
- デイサービスの旅行に申し込んだが、障害者であることを理由に断られてしまい、差別され、とても悲しい思いをした。
- 労働することによって本当の意味での自立や社会参加になるので、障害者の就労支援について、今も一定の制度があるが、さらなる公的な財政支援が欠かせないと思う。
- 条例検討会議委員の女性の比率が思ったより少ない。障害のある女性の意見もしっかり聞いて議論してほしい。

(アンケートでの意見)

- 健常者にも参加いただき輪が広がるよう、国・府の機関、市、民間との横の連携も必要ではないか。(肢体不自由)
- 生活保護の受給者が障害(老齢)年金を請求する際に、社会保険労務士への申請代行委託費用を、保護費の必要経費として認めるようお願いしたい。また、障害年金の遡及請求が認められた場合に、保護費の返還を求めないようお願いしたい。(肢体不自由)

- 障害のある人もない人も、差別、いじめなどを一緒に考えていくことが大切で、理解してもらうため、知らせること、広げていくことが大切。(支援者)
- 市町村ですぐ対応できることもあると思った。障害のある人の声をもっと聞くことから始まると感じている。(その他)

【南部会場】(11月18日)

- 災害時の避難所で、盲ろう者が必要な情報が入手できるのか非常に心配である。避難所でいろいろな支援や設備があっても、触手話で対応してもらえないと使えない。
- 盲ろう者でも施設に入所できるのか、施設の理解が得られるかも心配。
- ろうあ者が高齢化しているが、手話通訳のできるケアマネが不十分であり、介護保険制度から漏れていく。ケアマネが手話対応のできる体制を十分に作ってほしい。
- 災害時に盲ろう者に支援があるのかどうか心配。大雨情報、支援情報がちゃんと入り、安全確認がされるのか。障害をもっている人が情報不足になってはならない。
- みんなに同じ情報が行き渡るようにするのが公平。目の見えない人や耳の聞こえない人など、その人に合った情報支援をお願いしたい。
- 条例で障害を理由とする差別を禁止することは当たり前だと思う。
- 京都府の南部には、ろうの人が相談をする場所がないので、整備をお願いしたい。
- 老人ホームに視覚障害者がいたが、一人でぼつんとしていた。見えている方は固まって話をしているが、見えないから自由に動けず、誰としゃべってよいのか分からない。
- 災害時や緊急時に聴覚障害者に情報がちゃんと行き渡るよう、京都府南部に聴覚障害者のための情報提供施設を早く整備してほしい。全国をみると、ほとんどの都道府県で整備されている。手話通訳者や要約筆記者の派遣等が保障される基盤となる施設をお願いしたい。
- 京都府から建物を貸してもらい、「さんさん山城」という地域活動支援センターをやっているが、建物と土地を全部もらうわけにはいかないか。
- ろうあ者、難聴者、視覚障害者などが利用できる老人ホームを山城地域に作ってほしい。
- 聴覚障害者の親だが、京都市には難聴学級が普通校に併設されているので、中学生になるときに、京都市に引っ越しした。地域にいても、難聴学級があり、情報保障があるように、福祉部門と教育が連携して改善をお願いしたい。
- 障害者手帳がない軽度の聴覚障害児でも、補聴器が必要な子どもはたくさんいる。軽度の聴覚障害者への補聴器の補助制度を是非お願いしたい。
- 聴覚障害児の親としても、南部に情報提供施設を作ってもらいたいと思う。
- 条例の中で、不利益取扱いが生じた場合に、話し合いで解決できる仕組み、その責任者が明確になるような仕組みができないか。
- 精神科病院の医師・看護師の配置基準に関する精神科特例は問題であり、廃止すべき。

(アンケートでの意見)

- 京都府独自の条例を作してほしい。視覚障害者と民生委員との関わりが大切。同行援護を充実する必要がある。高齢化が進む中で、障がい者専門のホームが求められる。(視覚)
- 条例の検討状況について、ホームページでの情報提供だけでなく、大活字や音声、点字での情報提供を考慮いただきたい。災害発生時、個人情報保護法がネックとなり救済されない場合もあるが、ある市で災害時は個人情報保護法を外して対応するとの報道があったので、

京都府でも、災害弱者が救済されやすい環境、条件に向けて進めていただきたい。(視覚)

- 精神障害であるが、障害者支援活動に参加することにより病状が良くなってきた。精神障害の人達に他障害の人達と交流を持つ機会があればいいと思う。社会適応訓練で、理解ある職親の下でお世話になるのが一番よい。職親を開拓してほしい。(精神)
- 精神科病院の医師・看護師の配置基準に関する精神科特例は問題であり、廃止すべき。タウンミーティングはもっと少数で連座で話し合う必要がある。(精神)
- 府民への浸透のために、条例の名称を簡易なものにしてほしい。人権週間のようなイベントや広報をしてほしい。官民を問わず組織団体の内部に、差別問題の責任者の設置を義務化してほしい。「罰則規定」がない場合とある場合で、条例の効果やメリット・デメリットの検討を行ってほしい。(支援者)
- 「通訳介助者が盲ろう者の頭を叩く」ということがあった。見えない聞こえないという特別な障害を持った盲ろう者は理解されないことも多く後回しにされる。盲ろう者専用のコーディネーターがないのも問題。盲ろう者の苦情や悩みを聞いてくれる窓口やアドバイザーが必要。通訳介助者の人材不足、能力不足も大きな問題。盲ろう者同士で話をする場も必要であり、盲ろう者が多い山城南部地域に盲ろう者支援センターを設立してほしい。通訳介助者の養成研修だけでなく、見本となる人材を育てる研修をする必要がある。